

平成20年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

12月5日（金）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第13番議員 渋谷 登美子 議員

第12番議員 松本 美子 議員

第8番議員 村田 廣宣 議員

第10番議員 清水 正之 議員

日程第 2 請願第4号 嵐山町の子どもたちが安心・安全な学校生活を送れるように

願う請願

日程第 3 議員派遣の件について

追加

日程第 4 議員提出議案第15号 町長の専決処分事項の指定廃止についての提出に

ついて

日程第 5 議員提出議案第16号 町長の専決処分事項の指定についての提出につい

て

日程第 6 議員提出議案第17号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制

定を求める意見書（案）の提出について

日程第 7 議員提出議案第18号 「仕事と生活の調和」が実現した社会の構築に関

する決議（案）の提出について

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番 畠山 美幸 議員

2番 青柳 賢治 議員

3番 金丸 友章 議員

4番 長島 邦夫 議員

5番 吉場 道雄 議員

6番 藤野 幹男 議員

7番	河井勝久	議員	8番	村田廣宣	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	安藤欣男	議員	12番	松本美子	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	柳勝次	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		杉	田	豊
書	記	菅	原	子
書	記	石	橋	仁
			広	
			正	

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町	長
高	橋	兼	次	副	町
安	藤		實	総	務
金	井	三	雄	課	長
富	岡	文	雄	政策	経営
中	嶋	秀	雄	課	長
井	上	裕	美	税務	課
田	邊	淑	宏	長	
大	澤	雄	二	町民	課
簾	藤	賢	治	長	
木	村	一	夫	健康	福祉
小	澤		博	課	長
安	藤	高	二	環境	課
加	藤	信	幸	長	
小	林	一	好	産業	振興
田	幡	幸	信	課	副
大	澤	雄	二	長	
				産業	振興
				課	副
				長	兼
				務	

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 14 名

であります。定足数に達しておりますので、平成 20 年嵐山町議会第4回定例会第4日の会議を開きます。

(午前10時01分)

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、第3回定例会で文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第4号 嵐山町の子どもたちが安心・安全な学校生活を送れるように願う請願書及び今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第6号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書提出に関する請願書の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、議員提出議案の報告をいたします。議員提出議案第15号 町長の専決処分事項の指定廃止についての提出についての件、議員提出議案第16号 町長の専決処分事項の指定についての提出についての件、議員提出議案第17号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)の提出についての件及び議員提出議案第18号「仕事と生活の調和」が実現した社会の構築に関する決議(案)の提出についての件、以上4件についてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、所管委員会から閉会中の継続調査の申し出が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○柳 勝次議長 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

◇ 渋谷 登美子 議員

○柳 勝次議長 本日最初の一般質問は、第13番議員、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番(渋谷登美子議員) それでは、13番議員、渋谷登美子ですけれども、一般質問の通告書に従って一般質問を始めます。

まず最初に、入札改革なのですが、お手元にお渡しした資料なのですが、ちょっと網をかけていた部分があったのですが、網をかけていた部

分が消えております。それで網をかけていた部分についてちょっと番号を申し上げますので、丸をつけていただければと思うのですが、これから言う番号というのは町内業者育成のためという入札の選定理由なのです。それがまず3番、8番、9番、15番、17番、20、21、22、23、24、25、26、27番、31、32、38、39、40、41、44、49、51、52、56、57、58、59、そして62、63、これは町内業者のほかにもう一カ所近隣のというのがありますが、ほとんど町内業者というふうに考えていただければと思います。裏にいきまして、これも町内業者が多いわけなのですけれども、町内業者はというふうに町が指定したのは、理由の中に書いていたのは9番だけなのですけれども、でもほとんど町内業者というものもあります。

それを見ながらなのですけれども、まず入札改革についてですけれども、入札改革の進捗について1番目として伺います。

2番目に町内業者育成と入札制度についてなのですが、この入札の問題なのですけれども、この表を見ていただくと2番目に工事のほうですとB分のCという形が一般に言われる落札率というものです。落札率が95%以上を上回るとほぼ、弁護士や学者たちが研究している中ではほぼ談合が確実に疑われているというふうなものです。90%以上というのは、ほとんど談合しているのではないかというものが90%以上が、これがB分のCのところがそうです。それで見えていただくと嵐山の場合はほとんど、町内業者の場合というのはほとんど、95%以上を超えています。このデータの後ろにはさらにずっと長く続いていまして、どのような形で入札が行われていくかという大きな後ろのデータ表があるのですけれども、それは割愛しているのですけれども、そこで見ると、恐らくはこういう条件のもとにローテーションで談合しているのだろうなというふうに、ある程度の一定の金額をそれぞれの業者の方たちがとれるような形でしていることが疑われるように考えています。今の現状ですから、このような不況の現状ですからそのところを強くは言わないのですけれども、それについての考え方、入札制度と恐らくはローテーション談合をしているであろうということに対しての考え方について、それはないものとして皆さん、行政のほうが行われているのだと思うのですけれども、現実的には多分そういうふうなことが推測される現状があるということです。

それに合わせまして総合評価制度の導入の方向について伺いたいと思います。

また、今の現状ですとこの町内業者あるいは近隣の業者の中でもかなり今までの仕事をしている人を解雇しているという状況が出てきていますし、社会保障のあり方が余り適切ではないというふうに考えられるものもあるの

かなというふうに考えています。ですので、公契約条例というのやはり必要であるというふうに考えています。それについての方向とそして課題について伺います。

次に、2番目なのですが、非正規雇用職員についてです。これも嵐山町の財政健全化のために非常に非正規雇用の職員の方がふえてきて、それで一つ財政の健全化が進んできたなというふうに思うのですが、正規職員と非正規雇用の職員との格差があり過ぎると考えています。それについて伺います。

まず1として、嵐山町の現状、人数、給与体系、嵐山町からの平均収入、そして社会保障についてです。

そして、正規雇用職員との時間給比、職務内容、勤務体制比について伺います。

そして3番目に、物件費に占める人件費額、そして比率。

4番目に、非正規雇用職員の人件費を含めた嵐山町の人件費総額と比率。

そして、民間委託も含めた人件費総額と比率。

そして6番目に、処遇の改善などの問題について伺います。

3番目に、少子化への対応です。これは非常に厳しい現実がやはりあるわけで、5年後の学校ごとの子供の減少数の予測について伺いたいと思います。

子供数減少によって現代の学校経営が非常に困難になってきていると考えています。それについての課題の把握について伺いたいと思います。

次に、子供の学校外での豊かな活動の保障についての考えを伺います。

そして最後に、子供のまちづくり参加への方向を伺いたいと思います。

4番目ですけれども、地域通貨等の導入の考え方ですけれども、地域通貨というのは、私はこれで2回目の質疑なのです。以前、一遍やったときは高崎さんが助役のときに一度行っています。そのときの答弁と嵐山町の現状を考えまして、まだ地域通貨導入についての一般的な啓蒙的な部分も嵐山町ではまだ難しいのかなと思ひまして、それで控えていましたが、今回高齢者福祉のことを考える嵐山町のトーク嵐山というのをやったのですけれども、そのときにぼちぼちそういったふうな土壌的なものも出てきているのかなというふうに考えました。地域通貨というのはなかなか地域全体で成功しているという形は余りないというふうに言われているのですけれども、かなりいろいろいところで取り組んでいます。そして、私は特にいいなというふうに思ったのは掛川市なのですけれども、掛川市が地球温暖化対策と一緒に地域通貨の導入を行っているのです。地球温暖化対策というのは、例えば生ご

みをほかのところに、焼却ごみにしなくてもそれでCO2の削減になっていくのですけれども、それは目に見えて評価されないわけですから、それがポイントとなって別の形に使われていく。そういったものとか、また地域福祉に関しましてはボランティアの形で行いたいと思っても、頼むほうも頼みにくいし、頼まれるほうもどういうふうな形で、さりげなく手伝ってあげて、相手に負担を負わせないように、今はお金が流通していますから、貨幣経済ですので、そういうふうな形ではない形で、さりげなく地域の活動が行われていくという形のために導入していくという形が多くとられているのですけれども、私はそういうふうな形で地域通貨、貨幣経済とは違う地域通貨というのを嵐山町でも何らかの形でもうそろそろ考えていって、子供の活動や地域活動の中に生かしていったらどうかなと思って、これは2回目の提案という形で提案させていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、2番の非正規雇用職員についての(1)、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町の非正規雇用職員につきましては、ここ2～3年で臨時職員の数が増加をしてきております。平成20年度でございますけれども、嘱託員が4名、臨時職員が、延べでございますが、77名でございます。給与体系でございますけれども、非常勤職員、臨時職員取り扱い要綱の賃金基準表に定められておるわけでございます。主なものを申し上げますと、一般事務職員が時給800円、給食調理員が時給850円、幼稚園教諭時給900円、この単価につきましては本年4月に引き上げを行ったものでございます。平均の収入でございますが、週5日勤務の一般事務職員で月額が12万8,000円、年収にいたしまして153万6,000円、週3日の勤務の一般事務職員で月額が7万6,800円、年収が92万1,600円、この程度となります。次に、社会保障でございますけれども、週の労働時間が20時間を超える者は雇用保険に加入しております。また、週の労働時間が30時間を超える者につきましては社会保険並びに厚生年金に加入しております。また、事務職でございますけれども、公務災害補償、事務職以外の方は労災保険の適用があるわけでございます。

次に、(2)の関係でございますけれども、高校卒業程度の一般職の正規職員の初任給、これが14万100円でございます。これを時間給に換算いたしますと849円、そういたしますと正規雇用職員と臨時職員との時間給比、これは849対800、これを約分しますと1対0.94というふうな形になるわ

けでございます。次に、技能労務職員の正規職員、これは中卒、経験なしということで見てみますと、初任給 12 万 1,600 円、時間給に換算いたしますと 737 円、経験年数を仮に 8 年といたしますと給与が 15 万 8,600 円、時間給で 961 円、給食調理員臨時職員の時間給が 850 円でございますので、経験年数がないという方の正規雇用職員と臨時職員との時間給比は 1 対 1.15 であります。なお、経験年数 8 年とした場合の比率は 1 対逆に 0.88 となるわけでございます。次に、職務内容ごとの勤務体制比を申し上げます。一般事務職員におきましては、正規職員が 141 人、これに対して臨時職員が 9 人でございますので、141 対 9 の割合でございます。幼稚園教諭におきましては正規職員が 3 人、非正規職員が 2 人でございますので、3 対 2 の比率でございます。用務員におきましては、同様に正規対非正規が 3 対 2、給食調理員においては正規対非正規の割合が 6 対 8 となります。また、図書館業務におきましては正規対非正規の割合が 3 対 4 ということになるわけでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。ナンバー 2 の (3)、(4)、(5) につきましてお答えを申し上げます。これにつきましては平成 18 年と 19 年度でお答えをさせていただきます。

まず、(3) の物件費に占める人件費の額と割合でございますが、平成 18 年度が 3,750 万 1,000 円ございまして、6.1% でございます。19 年度が 6,214 万 6,000 円ございまして、9.3% でございます。

次に、(4) の関係でございますが、人件費と物件費の中の賃金を足しますと、18 年度が 12 億 9,549 万 8,000 円、23.8% でございます。19 年度が 12 億 9,883 万 5,000 円ございまして、比率は 22.6% でございます。

(5) の民間委託を含めた人件費の総額の関係でございますが、これにつきましては大変申しわけございませんけれども、測量設計から始まりまして電算委託、ごみの清掃、公共施設の管理等、これにつきましての人件費の算出は時間的にちょっと無理でございまして、積算ができませんのでご容赦いただければと思います。

以上でございます。

○柳 勝次議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 私のほうからは 3 番目の少子化への対応について、(1)、(2)、(3) についてお答えを申し上げます。

きのうの一般質問の中で高齢化というお話がありましたけれども、嵐山

町も 65 歳以上の割合が 21%を超えている超高齢化社会に入ったという話がありましたけれども、これから申し上げる数字はまさに少子化も超少子化という言葉がつくのではないかなど。嵐山町の小中学生に限って言いますと、一番多かったピークは玉ノ岡中学校ができた年の昭和 59 年、ここは 2,862 名だったのです。それが 25 年後の今年度は 1,462 名、差し引くと 1,400 名の子供の減少、約 25 年間で半分に減った。1年間で言いますと 56 人ずつ子供の数が減っている。そういう状況の中で、お尋ねの5年後、今 19 年度に誕生されたお子さんが小学校 1 年生になる年です。この各学校の人数ですが、わかりやすいように今年の人数を申し上げ、5年後申し上げて、増減を申し上げます。菅谷小学校、今年度が 550 が 472 名、78 人の減少、七郷小学校、156 名が 114 名、42 名の減少、志賀小学校が 285 が 305、これは逆に 20 名の増、菅谷中学校、273 が 267、6人の減少、玉ノ岡中学校、198 が 215、17 の増、これらの数は転出入等によって、あるいは社会的な要因によって今後どう変わるかわかりませんが、現在の予測はそのとおりであります。全体で申し上げますと今年度が小中学生合わせて 1,462 名、それが5年後に 1,373、全体小中学校で 89 名減るという状況です。

そういう状況の中で2番目のお尋ね、子供の減少によって学校経営の困難な課題についてのお尋ねであります。学校経営というのは一般的にはそれぞれの学校の教育目標の達成を目指して、校長先生を中心に組織的な教育活動を進め、子供たちをよりよくするための営みでありますけれども、大きく分けて2つの経営には側面がある。1つは、学校教育目標の達成課程を目指す教育の内容や活動、これをどうしようかという側面、いわゆる教育活動、2つ目の側面は、教育の条件整備にかかわる側面、いわゆる経営活動ですけれども、具体的には人、物、金をどう使って、いかに組織、経営するか。この2つの側面があります。この経営活動については、どんなに子供の数がふえようが、減ろうが、あるいは学校規模がどうあれ常に改善、改革をしていかなければならない課題であります。今申し上げましたように嵐山町の5年後の状況、全体的に子供の数が 89 名という、さほど大きな、極端な減少ではない。しかしながら、学校、地域によってはかなりの減少率が出てくるという推測があります。現在でもそれぞれ小中学校規模に応じてそれぞれの地域、児童生徒の実情に応じて学校経営、教育活動を充実するために取り組んでおるわけでありまして、教育委員会も一生懸命応援しなければいけないというのは当たり前のことでありますが、極端に児童生徒数が減少する、その状況を考えたときに、先ほどもおっしゃられました経営という面では、教育活動、経営活動には大きな支障を来すことが予想される。1つ

は、学校経営上では、例えば学級数が減ることよっての支障、教職員の配置数、学校運営上の課題あるいはPTA活動等の活性化についての課題であるとか、あるいは学校の施設設備の活用状況についての課題とか、そういう経営上の課題がありますし、教育活動については、ご案内のように学習活動についての課題とか、さまざまな学校行事を展開する場合の課題であるとか、集団活動を通して子供の心の成長を期待する教育活動での課題であるとか、部活動、さまざまな課題がございます。これは嵐山町ではなくて全国的なもう課題でありますし、このことについて現在の出生率がこのまま低下傾向が続いていくと想定の場合、近い将来はこういう課題に対応していかなくてはならないのかなというふうに考えております。

3番目の質問は、子供たちが少なくなる、そうした中で、渋谷議員さんいつもお話しされる学校帰りの子供たちの豊かな教育活動の保障でありますけれども、本来、保障という言葉がありますが、元来子供たちは学校終わったらとにかく外で元気に遊んで、友達同士で遊んで、たまには学校の帰りに道草をして怒られてとか、そういうのが本来でありますけれども、それは現状から見て本当に不可能な、かわいそうな状況もあります。私は、常々子供というのは家庭でしつけられ、学校で学び、地域で育つのだと。そういう意味では地域は子供が育つ学校であるし、地域の人みんな先生であるという考えに立ってこれまで行政を進めてきたつもりでございます。幸い嵐山町では本当にありがたい話で、子供にかかわる活動を積極的に展開されております。子供たちのスポーツにかかわる活動であるとか、伝統、文化の継承活動であるとか、自然の体験、観察、環境保全活動だとか、さまざまな地域での活動であるとか、あるいは健全育成にかかわる活動、本当に献身的なかわりをしてくださっております。しかしながら、少子化、その他の要因でこれらの子供たちの学校帰りの活動にも幾つかの課題が見えてございます。1つは、子供会等いろいろの団体の減少であるとか、あるいは安心安全という点で子供たちが外で遊べない、そういう状況、あるいは塾であるとか、あるいはゲームに集中して外での活動が極端に少なくなってきたりとか、あるいは子供の減少によって地域によっては伝統、文化の保存にかなり支障を来しているとか。何よりも大きな課題は、それぞれのお子さんの親が、学校以外での活動というのは子供の心の成長にとって非常に大きなものであるという意識がかなり低いのではないかと、あるいは意識は持ってもなかなかそれが実践に移せない課題があるのではないかと。そうした中で社会教育委員会でご議論いただいて、やっぱり子供たちの校外での活動をやっぱり何とか保障してあげなくてははいけないと。やっぱり地域の行事の中に積極的に子供に入っていきような、そういう工夫をお願いしたいであるとか、子供の校

外活動には、地域の活動にはまず親が地域の行事であるとか、地域の人のかかわりを持たなくてはいけないのではないかというそういう答申もいただいたところでございます。

そうした中でお尋ねの保障という言葉でありますけれども、いろんな保障というのはあるのでしょうかけれども、子供の校外での活動には物的な保障、お金の面も含めて、あるいは人的な保障がありますし、場の保障もあるでしょうし、環境の保障もあるのだと思います。しかし一番大事な保障というのは、繰り返しますけれども、親がその気になるということと、地域が子供を見る温かい目というのが一番の保障だと思うのです。何か団体をつくって、形をつくって、活動を立ち上げる、それも一つの大きな意義があると思うのですが、大人がおはようございますとか、さようなら、元気でね、気をつけてねという一言が子供の心にとっては非常な、貴重な体験だと。そんなささいなことも大事なことだと思うのです。とはいえ、では教育長は子供たちに道で会ったらあいさつするのか。なかなかそれも難しいことでもありますけれども、幸い平成19年度の全国学力テストの実施の折に生活等についての質問があつて、嵐山町の子供たちの調査では、小学校の6年生と小学校の3年生にこういう調査の結果が出ております。地域の行事にあなたは参加していますか。小学校の6年生は63%が参加していますと。中学生になりますと44.8%。部活動等のこともあるのだらうと思います。一番大事なのは、今住んでいる地域は好きですかという質問に対して、嵐山町の小学校6年生の子供の92%が好き、どちらかといえば好きという回答、中学3年生では70.8%がそういう答えを出しております。そうしますと、地域の参加率というのは本当にほかの都市部から比べたら非常に高い率だと思いますけれども、何よりも嵐山の子供たちは、この嵐山の地域が好きだという、そういうことに我々大人がどう答えていけるのかと。そう考えますと、子供の校外での活動を保障するために何をしてもらおうとか、何をしなければいけないとか、これも大事なことでありますけれども、町民それぞれの立場でそれぞれが何をなすべきかということをやっぱりみんなで考えていくことが大事なのかなと。お尋ねは考えを聞くということでしたので、考えをお答えさせていただきました。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、入札改革についてお答えを申し上げたいと思います。

この関係につきましては、ここ何年か何人かの議員さんがいろいろご質問していただきまして、町としてもできるだけ入札改革をスピードアップしながらやっていこうというふうに基本的に考えております。さまざまな今改革を

行っているわけですが、本格的には来年度から一定の基準をきちつとしながらやっていると基本的に考えております。どんなことをやっているかということでございますけれども、入札心得書の改訂、この中では特に技術者の適正な配置、一定の工事金額以降については専任の技術者が必要だと。同じ業者が違う工事をする場合に、専任の技術者、あるいは一定の工事にいるわけですから、その人はほかの工事につけないとか、そんなことも今インターネットの中で確認ができるようになっておりますので、そんなことも進めております。それと入札金額の内訳書、これについては1,000万円以上の工事を入札するときには、入札と同時に内訳書を提出をしていただくというようなこともやっております。そして、特に一般競争入札の拡大というのが前からあるわけですが、これも以前申し上げましたけれども、県が一定の予定を立てて1,000万円以上についてやっていくということになっております。以前に考え方を申し上げましたけれども、平成19年度には3本か4本というふうにお答えを申し上げまして、結果的には12本あったわけですが、そのうちの3本を一般競争入札で実施しました。20年度ですが、全体の70%ぐらいを導入していきたいというふうにお答えを申し上げておりましたけれども、今年度1,000万円以上を10本出しております。それで一般競争入札、すべて10本を一般競争入札で行っております。そしてまた、21年度からはすべて1,000万円以上について導入するということがございますので、20年度はほぼ1,000万円以上の工事が終わりましたので、かなりこれについては前進をしたのかなというふうを考えております。

そのほか電子入札制度というのがいよいよ始まっていくわけですが、これの取り組みを今始めております。特に仕様書が今まで紙ベースだったのですが、一般競争入札においてはすべて電子ファイル化をして、入札に参加する業者に提供してございます。そんなことで来年度の本格的な実施に向けてさまざまな今取り組みをしているところでございます。

それと、町内業者とのお話でございました。先ほど資料を用意していただきまして大変ありがとうございます。ちょっと申し上げておきたいのは、先ほどB分のCというお話がございまして、渋谷議員提供していただいたその隣に、いわゆるA分のBというのがございまして、これが町が一つの部切りと申しますか、設計額に対して予定価格をどのくらいで決めていくかと。これはその都度決めるわけですが、それが一番下に集計になっておりますけれども、95%ということで、消費税相当分ぐらいを何とかお願いをしたいなという形でこれが出てきております。したがって、B分のC、その隣にA分のCがございまして、その辺のトータル的な数値もぜひ頭の中に置いて

ておいていただきたいなと思います。A分のCを見ていきますと、全体では88.1%というふうな結果が出てございます。

それで、改めて町内業者の集計をとってみました。どのくらいで落札しているかというふうなことを申し上げてみたいと思います。19年度、指名競争入札が16件、一般競争入札が1件行いまして、指名競争入札の、先ほど渋谷議員からお話がありました対予定価格に対する落札率、これをちょっと申し上げてみたいと思います。指名競争入札が94.67、一般競争入札が94.23でございました。そして20年度ですけれども、指名競争入札が13件、一般競争入札が2件行っております。指名競争入札の落札率が93.96、そして一般競争入札の落札率が84.42というふうな現在の状況でございます。したがって、ちょっと数字を見ていただきますと若干下がってきているのかなというふうには基本的には考えております。

それと、町内業者と落札率、あるいはローテーション等のお話でございました。昨日も申し上げましたけれども、できるだけ町内業者でできる仕事は町内業者に発注していくと、これは基本的な考え方です。ただ、それと談合云々というのは全く別の問題だというふうに認識をしております。先日もいよいよ電子入札に入っていくのだということで町内業者の方に集まっていたいて、その説明会も実施いたしました。そのときに品格法というのが当然国が定められておりますので、それに基づいてこういうことはこうですよというようなこともその席で申し上げたところでございます。したがって、町内業者の育成、そしてまた談合云々ということについては、今後電子入札に向けて何回か説明会をやっていくというふうになっておりますので、そういう折にでも現在の状況、あるいは先ほど議員お話のように一般的な、常識的な落札率の考え方というのですか、いうものも申し上げながら、ぜひ町内業者にでもその辺も認識をしていくようにやっていきたいなと、そんなふうにも考えております。

総合評価方式ですけれども、これには、今県がガイドラインというのを示して、町のほうにもそういうものに基づいて、できるだけ早く導入していただきたい、そういうふうな指導も今されております。特に、今一番新しい改定がつい最近行われました。どういものが追加になったかという、いわゆる企業の社会的貢献度というのが追加になりました。内容は、いわゆる評価の基準というところに、過去5年間に県内で災害防止や復旧への協力活動をどう行ったかというようなこと、あるいは新規の追加ではCO2の削減対策ということで、埼玉県エコアップ認証制度、これの認証を受けている業者と、そんなようなことが新たにこのガイドラインの中に示されてまいりました。町といたしましても、今ちょっと考えておりますのは、県のガイドライン

を参考にしながら、その中に幾つかやり方があるのですけれども、当面は簡易型というのがございまして、そういうものを導入に向けて、来年度1～2本試しに始めてみようかなというふうに思っております、恐らく2～3年かかるかと思うのですけれども、そういうふうな状況で今後進めていきたいと思っております。

公契約条例について。これも以前にもご質問がございまして、ほかの議員さんもお質問いただきました。先ほど、何と申しますか、企業の社会的責任、解雇のお話等もございまして、この公契約制度というのは、国で言えば公契約法というふうに言われておりますけれども、それに対する動きもいまだ余り聞いてまいりません。したがって、これもこれからの課題かなというふうに思っております。いずれにしても労務賃金が一定の額で設計書の中に記載され、それで発注されていると。ただ、それは業者さんが落札するときの価格によって云々というふうなこともございます。ただ、基本的にはやっぱり働く人の権利と申しますか、いうものを何らかの形で擁護していくというのは、これからの方向としてはやっぱり非常に大事なことかなというふうに思っております、今後国、県の動きも見ながらこれについても研究をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

2番の6番、処遇の改善等の課題ということでございます。毎回、今回の議会もそうですけれども、いろんな格差の問題についてお話が出てまいります。そういう中で、今話をいただいております非正規、また正規のこの職員の格差があり過ぎるという問題ですけれども、これに対して嵐山町として今までもできる対応をさせていただいてきております。今課長のほうから話がありましたように賃金単価においても、年次休暇等、そういうようなできる対応をしてまいりましたけれども、そういうものの中でやはり同じようなことですが、課題として残ってまいります。給与面等では勤務年数に応じた昇給、賃金単価の増額、通勤手当、期末手当、こういった手当の支給等について、また福利厚生面では採用時の健康診断の公費負担というのも前からあるわけですが、これは21年度から実施をしていこうということを考えております。また、任用面では地方公務員法第22条第5項で6カ月を超えない期間で臨時的任用をすることができると。その任用を6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度の更新はできないというふうになっているわけですが、実際には一般事務職で最大3年の雇用、そして幼稚園、給食調理員などはそれ以上の期間雇用しているのが現状で、勤務年数だとか、年

齡制限をどうしていくのかというのがこれからの課題として残されております。そういうような状況を課題として抱えているわけですが、1つには、議員さんおっしゃったようにこういうものが行財政改革というとあれですけども、そういう財源面に不本意ながら寄与して、それで現在の行政が一面で保たれている現状あるわけで、そここのところが大変苦しいところですけども、そういうものを少しずつでも課題としてとらえて、平準化ができるような形にしていきたいというふうに思っています。

それが昨日来いろいろ話があります日本全体での派遣労働者のカット、仕事をやめさせられてしまうとかいうようなことにもあるわけですけども、今日本中がそういうようなことで利益が確保されて、企業なんか成り立っている部分も、成績を上げている部分もあるわけでありまして、日本中での大きな課題の中の一番の課題ではないかというふうに思っていますけれども、嵐山町も同じようなことを抱えておりますが、これからしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、少子化への対応ということでございますが、今教育委員会の関係のほうから細かく話をさせていただきました。それに尽きるわけですけども、町といたしましては教育委員会と連携をとりながらいつも話しているわけですが、お話にもありましたように学校、家庭、地域、この中で、教育長さんおっしゃったように地域で育つのだと。その窓口といいますか、その受け皿づくりというのを取り組んでいるわけでありまして。学校は地域を見てくださいよ、地域は学校の方を見ますよ。それでその間のところに必ず子供が入るわけですから、そういうまちづくりをしていきたいということで、地域コミュニティー事業の中にもそういう話を、いつも地域に行ってはお願いをしているわけですが。そういう中でいろんな、その中に子供の声が聞こえる集まりがだんだん数が多くなってきているし、機会も地域の中でも大きくなっているのではないかというふうに思っています。

そういう中で、今大変ちょっと心配なことを教育長さんおっしゃいましたけれども、親が地域にどれだけ関心を持っていただいているか。地域でいろんな事業、行事があるわけですけども、年配の皆さんが地域事業の中では中心になってやっていただいている。PTAの皆様方がどれぐらい参加をしていただけるかということが大きな課題になってきているわけです。きのうもちょっとありましたけれども、運動会、この運動会にこのごろPTAの関係の親子連れというようなものの参加、それから嵐山祭りへの参加というようなものが、親子での、子供と一緒に参加というのがふえているようにも感じます。そういうものもやはり学校サイドからの家庭へのアプローチ、そして行政のほうからの地域づくりをしながらのアプローチ、こういうようなことが少し

ずつ実を結びだしてきているのかなと。そういうことが子供のまちづくりへの参加の、少しずつ、少しずつですけれども、そういう方向にきているのではないか。それが地域の責任でもありますし、私どもの一番の責任だというふうに思って、これからもそういう形で進めていきたいと思っています。

地域通貨ですけれども、地域通貨がいろいろ、成功しているところはなかなか少ないという話ですが、地域づくりで成功しているところ。地域通貨ではなくて、地域づくりというか、まちづくり、商業の活性化だとか、あるいは温泉場で活気を取り戻して、湯布院だとか、黒川温泉だとかいうところが温泉ではすぐ出されるわけですけれども、そういうようなところだけではないですけれども、いろんなところがそういう地域通貨ぽいようなことというのをやっているのです。そういうことができるのというのは、やはり地域の中にそういう地域への関心度というのですか、応援をしていくよ、参加をしていくよ、そういう土壌ができているところが成功している、こう考えているというふうに思うのです。今議員さんおっしゃるようにぼつぼつ嵐山町もどうなのだろうと。まさに、全くそのとおりだと思うのです。そういうようなところまで来ているのではないかと。そういうものにこれからどう取り組んでいって、きのうも畠山議員さんからありました。環境づくり、そういうようなもの、いろんなことにやっていたいでいるわけですけれども、そういうものに対して、あるいは福祉関係のことに関して今やっていたいでいるけれども、そういうものを地域の中でどう受け入れていくのか、それが地域通貨というようにところに集約といいますか、されていって、より効果が上がる方向がとれるものか。嵐山町で今どういうふうにやったらいいのか研究課題だというふうに思っております。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 入札改革のほうからお話ししたいと思うのですけれども、ぼちぼち制度として整ってきているということです。町内業者の育成と談合の問題は違うので、その点は何回も繰り返して話していくということです。私は、その中でやはり社会保障の問題というのはどうしても、町内業者というのは同族的な部分が多いのかなと思うのです。同族以外の方は解雇したり、待ってもらおうという形が非常に大きいのではないかなと思うのです。社会保障の部分を、これは今後の公契約条例に関しては国も動きがないからという形ですけれども、これは経団連の問題ですよ。それでもって、日本というのはILOに関しても、パート労働法に関しても、何条でしたか、批准していないという状況があります。ですから、国を待っていて、そして国の動きを待っていて地方がやっていくという形だと、やはり地方は、地域は労働者を守っていくことができない、そういうふうな現状にあるのではないかなと思うのです。きのうも青柳議員と、それから長島議員と、川口議員ですか、

そういった問題について議論がありました。そして、非常に大変な、深刻な問題になっているというお話があった。その中でやっぱり嵐山町を見ていると建設業者というのも結構いるのではないかなと思っていたのですけれども、そうでもないというふうな話を伺ったのですが、やはり嵐山町も公共事業で建設事業者が一時潤っていた時代があったのだなあというふうに、でも今はもう公共事業で皆さんが生活していくというふうな時代ではないですけれども、多分産業構造がこれから変わっていくのだと思うのですけれども、その一歩手前の中で、やはり人々を守っていくというのは、嵐山では町内業者の育成と同時にそれをやっていかざるを得ない部分があると思うのです。その公契約条例に関しては課題だと言われながらも、この入札のところでは一歩ずつ進んでいく。だけれども、そこに関してはまだまだ課題ということで、それが進まないというのは結構、総合評価制度では進んでいくけれども、県のものを、簡易的なものを取り入れていくから進んでいく。だけれども、やはり県や国の動きを待って嵐山町が進んでいくという形だと、今は労働者というのか、そういう人たちを守っていくことができないのではないかな。せめて町内業者、嵐山町と契約する事業者に関しては、その部分は公契約条例を、公契約条例的なものがあるって、社会保障的な部分がしっかりされていて、給与体系もしっかりされているところを見ていくという考え方はやっぱり必要だと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

次に、非正規雇用の問題なのですけれども、これも非常に私も難しい問題があるなと思っているのですけれども、でも、私、ちょっと嵐山町を見ていると、臨時職員の方も一般職員の方と同じくらいの、同等の力があったりあるいはそれ以上の力を持っていらっしゃる方も見受けられます。それはもう、そういった方たちがやはり対等に仕事ができるような条件というのをつくっていかないといけないと思うのです。それは一方で、職員は職員組合に守られていますけれども、非正規雇用の人たちは守られていない。その中で、このところはある程度、職員の人たちから差別的だったり、ちょっとした嫌がらせが起きたりするような場合もあるらしいのです。そこに対しての相談機関や苦情申し立て機関が現在嵐山町ではあるのかどうか知りませんが、そういった問題が今のところ把握されていないです。その問題をどう解決していくのかということと、明らかに賃金的には給食調理員などは違ってきているわけですから、その部分の体系的にそろえていくというのは必要だと思うのです。パート労働法は、自治体職員には適用されないふうになっていて、それは本当に官製ワーキングプアというふうな状態をつくってきますよね。それは逆に言えば女性の、ほとんど非正規雇用は女性ですから、官製の場合は、官の場合は。その部分での女性差別を助長している部分

があると思うのです。その部分を改善していくための方法としてはまず賃金体系を少なくとも同じような形にしていく。それから、有給制度もしっかりつくっていく。一番大切なのは、ある程度のしっかりした仕事ができる人は、年齢等に関係なく正規職員として雇用していくというふうな道をつくっていかないと、嵐山町自体の職員の質というのはなかなか上がっていきませんよね。嵐山町の非正規雇用の人というのは住民に近い立場の人ですから、住民に近い立場の方というのは、ある程度しっかり行政のあり方も批判しながら職についているという部分があると思います。その部分を見ないで単純に時間給的なペースですていくと、嵐山町全体の行政の質も上がっていかないと、そういうふうに考えているのですけれども、その点についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

特に、私は苦情機関的な部分というのと、それから長、管理職です、長や副町長が、教育長などが非正規雇用の人等を実際にどのような問題があるか話し合ってみるという形は必要ではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

次に、子供のことなのですが、少子化によって私は一番問題なのは七郷小学校の将来なのですけれども、ここでは一時的に人数がふえたのは、嵐山文化村ができたことによって七郷小の児童数がふえたと思うのです。ですけれども、今はそういったものは望めない状況の中にあって、そしてずうっと、私も北部地区を少し丹念に歩いてきたのですけれども、多分子供の関係性が地域の関係性を反映していく、そういった課題を抱えているような気がするのです。それは子供にとって非常にマイナスで、クラスの編制が地域の状況を反映する形になってきますと、子供の関係性の持ち方というのも大きな問題が出てくるかなと思うのです。今の現状ですと嵐山町は北部地区の議員さんが非常に多いです。ですから、こういったことを発言するのは非常に難しいことなのですけれども、ある程度のところに来たらやっぱり嵐山町全体のことを考えて、そして現代で子供たちが生きていくことを考えると、地域だけでの子供の学校教育のあり方、その地区だけでの学校教育のあり方というのをそろそろ見通した教育施設の考え方というものをつくっていかないと、現代社会に対応する子供たちの育成というのは難しいのかなというふうに考える。現代社会というのは、例えば今この人数で見ますと、七郷小学校は1学年1クラスという現状になっているのかなと思うのです。それはかつての時代と違って、かつては地域の中で子供たちが育っていただけでしたよね。でもそうではない形にあるときに、クラスと地域社会が一緒になっていくというのは、私は子供にとってはマイナス部分が大きいだろうというふうに考えます。その点を考えて、そして将来的なことを予測して、子供たち

が学校を超えて交流していくという場設定というのは必要だと思うのです。特に小さい子供で、小学生段階ですと子供たちは割と交流しやすいというふうに思います。

1つは、そのためにまず最初に必要なことというのは、同じ週の同じ曜日に一斉に放課後の空き時間がある程度とる、何と言ったらいいのですかね、午後の一定の時間、今はそれぞれの学校がばらばらに放課後の短時間の時間制度になっているらしいのですけれども、そういったことから始まって、子供たちが交流しやすいような時間設定、場設定をしていくことが必要だと思います。それは学校間での話し合いの中でできると思うのです。中学校も、小学校も、中学校でしたら6時間授業とか、5時間授業の日を同じ日にして、放課後が、小学校もそうですね。高学年ではやっぱり5時間授業がある。その短時間授業を同じ日にしていくという形の設定を、校長会などで話し合っていくという形ができると思うのです。それからまず町内交流が、町内の子供たちが交流していく。その中でPTAも交流していくことができると思うのです。

その次に、嵐山町には児童館がないです。児童館がないためにそういった子供のための事業というのを企画する部門がありません。今公民館でわずかにやっているようですけれども、それをもっと発展させていかないと難しいと思うのです。児童館については次世代育成計画などにも出ているわけですけれども、現実には実施計画の中にも入ってきていないわけです。それをどのように考えていくのか伺います。

それともう一つ、私は子供のまちづくりの中で親子での町の行事の参加がふえてきているということはとても好ましいことだと考えているのですけれども、ですけれども、それは子供が主体となった参加ではないのです。私は、子供が主体となって、子供が企画する子供祭りのようなものを1年に1回でも、2年に1回でもやっていく形で、少しずつそれが広がっていくと思うのです。こういうふうな行事があるのですけれども、これはドイツなんかですとミニムーヘンとか、埼玉県ではミニ川口というのがあったり、千葉県ですとミニ佐倉というのがあるのですけれども、町全体の仕組みを子供がやってみる。町長さんになる人とか、それから消防署職員になる人とか、スーパーになる人とか、そういうふうな形のものをして、そして子供がそこに参加していくという形があるのですけれども、ミニムーヘンなんかですと1カ月ぐらいやるらしいのです。ドイツだったりすると、でもそこら辺までいなくて、ミニ佐倉というのだと1年に1日とか2日、川口ですと、私もまだ見に行ったことがないのですけれども、そういった企画をしていくということを嵐山町全体でやっていかないと、子供を主体的に育てていくということは、地域の大人の人が子供の世

話をして、子供が町の行事に参加していくのでは主体性が育たない。子供がまちづくりに参加するというのは、子供が主体的になって町に参加するという形ですので、そういったことをどのように考えていくのか伺いたいと思います。

次に、地域通貨の導入の考え方なのですが、これは町長さんもそのような考え方でいくというので、私はそれが子供のまちづくりの参加などにもなっていくと思うのですが、嵐山町の職員の中にも地域福祉などにかかわる方や、それから社会福祉協議会の方などにも少しずつそういった関心があられるようなので、今後の課題という形ですが、さわやか福祉財団という形ですか、堀田さんがやっています。それ見ると200人ぐらいの規模から始めていけばやっていけるというふうな話もあったので、そういった活動が起こす場合には、何らかの支援を町が行うことができるのかどうかという形について伺いたいと思います。これですとスーパーなどのレジ袋の削減等にも還元できますし、これが入ってきますと少なくとも、私は今ある公民館の使用料とか、アイプラザの使用料とかいったものに結びつけることができなければ交流活動活発になりますし、今安全パトロールの方などもそういった形で入っていただければ、何らかの形で町民の交流が活発になっていくかと思うのですが、その点について町として支援体制をつくることができるかどうかということについて伺いたいと思っています。

以上です。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おむね10分間。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時18分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

既に渋谷議員の再質問が終わっていますので、順次答弁を求めます。

まず、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 臨時職員の関係でございますけれども、先ほど77人、平成20年度で人数申し上げたのですが、ローテーションで勤務している職員等もおりまして、実質的にはこのうち50人かなと、1人分として数えると、こんなふうに思っています。そうしますと、150人の正規の職員に対して臨時職員が50人ですから、町の職員の4分の1は臨時職員に頼っているというふうなことになるわけでございます。この臨時職員の吏員さんは苦情等を申し入れる場所、こういったことをどう解決していくのかというお尋ねでござ

ございますけれども、平成20年度から4月と10月、年2回臨時職員さん全員集まりまして、町長の訓話、そして研修というのを本年度から実施をすることにいたしました。そうした中で、今お話の時間をとりまして、何か苦情等がございましたらお話を伺うというふうな機会を次年度以降設けられればよいなというふうに考えております。

それから、臨時職員を、かなり事務がなれてきたような職員については正規雇用の道がつかれないかというふうなことでございますけれども、この問題につきましては地方公務員法に職員の任用についての規定が、渋谷議員さんよくご存じのとおりきちっと定められておりまして、競争試験あるいは選考で職員は任用するのだと、そういうふうなことになっておりまして、これを受けて町では職員の任用規則に細かく定めておるわけでございますが、当然年齢制限等もございます。それから、臨時的な任用をした職員を、正式任用に際して臨時任用の期間はいかなる優先権も与えるものではないというのは、これは地方公務員法の22条に規定がございまして、この条文は、以前に臨時職員として採用した方が事務になれてきて、感情的には正規職員と遜色ない勤務をするというふうなこともありまして、いつの間にか正規な職員になっていたと、そういったことに対する社会的な批判、そういったことを踏まえてこの22条の6項ができたというふうないきさつもございまして、お話としてはよくわかる話でございますけれども、任用に当たっては法に基づいて公正にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 議員さんのお話の中で、特に小学校について学校を超えた交流というご提案がありました。クラスと地域社会が一緒というお話がありましたし、またその逆にいろんな地域の子供たちが一つの学校で一緒に教育活動、ともに長所があり、課題もあろうかと思っておりますけれども、今後の子供たちの、先ほども推移等を見ていくと、やっぱりご提案の学校を超えて交流するというのは、私すばらしい提案だと思うのです。いつも議員さんいろんなアイデアをいただきまして、少しずつ、少しずつですけれども、具体的に取り入れる場面もありますけれども、さてこれを実施する場面でいろんな課題もまたあると思うのです。場をどう設定するのか、時間はどう設定するのか、指導者はどうするのかとか、あるいは送迎等のバスはどうするのかとか、加えて23年度から小学校、新しい教育課程で、授業時数の勧告でふえてくるのです。そうした場合にどう曜日をそろえてやるとか、活動はどんな内容をしたらいいのだろうかということを、非常にご示唆に富んだご提案ですので、校長会でこういうご提案があったと、どういうことが可能だろうか

ということについて、早速にて話し合ってみたいと思います。ありがとうございました。

○柳 勝次議長 続いて、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 入札の関係についてお答え申し上げたいと思います。

落札した町内業者の先ほど一覧表がございましたけれども、改めてどういう状況で仕事を現実になされておるかなというのを考えたときに、社長がいて、弟さんがいて、そのほか実際に仕事をしている人が1人とか2人、多いところできっと5～6人かなと、そんなのが今嵐山の実情かなというふうに思っております。したがって、いろいろお話がございましたけれども、なかなかすぐ理想のような形にはなっていないかなというふうには考えざるを得ないかなと思っております。いずれにしても、先ほど申し上げましたようにやはりできるだけたくさん仕事をしていただくと。そして力をつけていただくというものがやっぱり大事なのかなと思っております、町内業者にできるものはできるだけ基本的な発注をしていきたいと、そんなふうにも考えております。

先ほどはちょっと申し上げなかったのですが、入札心得の改訂をしていくという中で、500万円以上の工事について建設業の共済証紙、そういう制度がございまして、こういうふうに申請していますよというものの写しを添付していただくというようなことも既にもう実施をしております。今総合評価、公契約というお話がございましたけれども、全体的にはもうちょっと時間がかかるのかなと思っております。ただ、当面、今先進の自治体でやっておりますのは、契約約款の中にいわゆる請け負った業者の法令上の責任というのですか、いうものを1条加えているということがございます。ちょっと読んでみますと、乙は、乙の従業員に対する雇用者または使用者として従業員に係る労働基準法、職業安定法、最低賃金法、労働安全衛生法及び雇用保険法、その他労務に関する一切の責任を負い、かつ責任をもって管理しというような条項がございまして、これを新しい年度から1条加えていくというのも一つの方法かなというふうに思っておりますので、そんなふうにも考えていきたいなと思っております。

いずれにしてももうちょっと総合評価あるいは公契約、これについては時間をいただいて今後の課題にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 少子化への対応ということで、学校を超えた交流ということで教育委員会のほうへの提案があったわけですが、行政のこちらの立場といたしまして質問を受けたのが児童館、そして子供祭り等を通じて、

子供の主体性というか、そういうものの育成というお考えがございました。児童館ですけれども、前から話出ておりまして、嵐山町の中では課題としてとらえているわけですが、必ずしも児童館ありきというふうには私は思っていないのです。児童館があればいいのだということではなくて、やはり今言ったような子育て、子供たちが地域の中でどう育てるかということの中でとらえるべきであって、児童館があるからもうそれで大丈夫なのではないかということではないと思うのです。それで、児童館を、例えば小学校区ということが言われているわけですが、嵐山町の中で小学校区だけに例えば児童館をつくった場合に、それで事足りるかということがあるのです。この前何の会合だったでしょう。お子さんを持ったご父兄の集まりの中で、児童館をもし中央につくった。つくるといふことであると私は反対だと、北部のほうの人だったですけれども。というのは、そここのところにつくったからって、こっちから利用できない。それで、では2つつくればいいのか。北部のほうに、七郷小学校のところに1つ、菅谷のほうに1つ。そうするとそここのところに行けないところというのはだめなわけなのです。ですから、やっぱり幾つかそういうもので、絵に描いているような感じを機能させるということであると、やはり幾つか、もっと必要なのではないかと思うのです。そういうことを考えたときに、今の現状の中で無理だと思うのです。すぐすぐつくるといふのも、1つつくるといったら、それこそ今のような話があるわけですから、つくるときには幾つかつくらなくては機能しないわけですから、やっぱりそういうものというのとは一遍にそれだけ、どういう形でというか、建物だけではないからあれですけれども、公民館使ったってできるのではないかとはいえそういうことなのですが、そういうようなことで児童館というのとは、私はそういう考え方を持っておりまして、ただ町の方向としては児童館という位置づけはあります。

それと子供祭りというのを町が応援できないかということですが、これを地域の中でやっていただいているわけですが、主体性づくりというけれども、町が子供祭りをやったから主体性ができるというのではなくて、子供に計画をさせなさいということであれば、地域の中で子供会が中心でやってきていくわけですが、そういうものが広がって行って、地域の子供会が一緒になって何かをやるということで、それが本当の進み方だと思うのです。行政が何か仕掛けをして子供が集まって、それで主体性を持ってやれ、そんなことやってできるわけがない。それより地域の中で子供会がそれぞれでつくって行って、うちのほうの祭ばやしの子供会、あるいはこちらのほうではこういうような子供会、その子供会の中からそれぞれその地域の中で自分たちの主体性を持って事業をやって行って、それをみんな何か町の中で一緒にやろうではないか、これが本物の主体性、議員さんが言う主体性

を持った子供祭りになると思うのです。ですから、町で最初に仕掛けていくというのは必要かもしれないですけども、それより地域でこれだけ進んでいるのですから、これをもっと進めていただいてやっていただきたいというふうに思っています。

〔「地域通貨」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 地域通貨はその考えでいいではないですかと言ったのではないですか。

〔「それに対して支援ができるかという」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 方向がしっかり決まっていなくて支援も何もないと、現状ではこれから検討していかなければ、研究をしていかなければいけないというふうに思っています。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 入札制度についてはいいです。

そして、非正規雇用の職員については、確かに地方公務員法もあると思うのですけれども、地方公務員法がILOの労働規約に、今日本が、現在公務員法自体がILOの労働条約に批准していないで、そしてそのところの公務員の人権というか、権利が侵害されているという部分が皆さんが、地方公務員の方は特に問題になっていらっしゃるかどうか分からないのですけれども、その部分で考えますと、今は地方公務員法がそうならないからという形でいろいろ訴えがあります。でも実質的には有能な方というのは確かにいるわけで、その方たちをどのような形で嵐山町に登用していくか、それはさまざまな形でできると思うのです。それをどう考えていくかということです。私はうっかりすると嵐山町の職員よりもよっぽど力があると思う方は結構いらっしゃるなと思っているのですけれども。それをどのように嵐山町の行政の中に生かしていくかという視点がなかったら、今の地方公務員法に従っていたら職員組合に守られていますから、労働組合の職員たちは。そのところで競合することはないです。でも、嵐山町の職員ではなくて、非正規雇用の方の中にもかなり力がある方がいる。それを管理職の人は見抜いていて、そして何らかの形でまちづくりにしっかり登用していくという形の方法を、正規職員にならない形でも登用していく、そしてある程度のそれに見合った給与を出していくという形をとっていかないと、嵐山町自体は職員組合で守られた職員だけで進んでいって、そしてその差別感が大きくて、非正規雇用の人との関係がうまくいなくなっていくということも当然考えられるのですけれども。毎年、毎年、半年ごとで雇用してはいけないというのが原則ですね。それを3年間だけやっていくという形でやっていって、そうではない、あな

私たちはそうなのだよというふうな形で見られている非正規雇用の職員の方たちというのは、どういう思いでいるかということを感じられたことがあるでしょうか、職員の方たちは。そののところをどう解決していくかということが、職員の方や管理職の方の中になれば、町全体の職員の資質がアップしていかないとと思うのですが、その点について町長に伺いたいと思います。

それと、少子化への対応です。これはとりあえずは町内の学校間の交流で、子供たちが交流できる日程を校長会に話しかけていただけるということでした。それは私は、今の少子化に関して学校教育施設をどう活用していくかということも踏まえて進めていかないと、将来的に非常に嵐山町では難しい状況になってくると思うので、その点も踏まえた形で話を進めていただきたいと思います。

それから、児童館と子供の学校外の活動なのですが、私は嵐山町の親御さんの意識というのを見ていて、子供さんを塾に行かせたいという方は、絶対的に行かせるという方は比較的少ないのだなと、ほかの都市部に比べると少ないような感じはするのです。それは地域の方が割と地元で生活するということに対して自信があるからなのだと思うのです。ですけれども、逆に自信があるからこそ地域の中で、その家庭で育っていつてしまう。交流がないという部分があると思います。私自身も児童館というのを本当はそれほど必要ないだろうというふうにかつては考えていました。ですけれども、このような状況になってきましたら、子供が地域にいないわけです。親は子供を連れて車でお友達のうちに連れて歩かなくてはいけないという現状というのはあります。そうでなければ、家庭の中で子供は遊んでいます。ゲームか何かして。そういった状況の中で子供と子供が結びつくような仕掛けとして児童館というのとはりあえず必要で、そしてそれは児童館というのが1つあるというのは、その機能自体がとても大切だということなのです。場所もそうなのだけれども、機能自体がとても大切で、そしてそれも子供を主体的な活動をさせるための機能です。今地域の子供会が機能しているかということなのですから、恐らく地域の子供会は機能していません。かつて私は市街区の子供会をやったと思うのですけれども、市街区というのは地元の大きな、地元の方たちの地域だと思うのです。ですけれども、それも私の子供がいる時代にもう解散していると思うのです。そういうふうな形で地域の子供会というのはいない。細々とやっていたとしても、活動としてはないです。あるところがあったとしても、それは本当に難しいというふうに思います。

地域活動というのはいっと積極的な部分で、子供に対して民主的に、主体的にやっていくという形のものはいったい新しくつくっていくしか、今の民主的な部分を持っている人たちではないと思うのです。その部分が児童館機能とか、

何らかの子供を支援する活動の機能を備えた機関がないとできない。今わずかにあるのは放課後子供教室ですか、そのくらいです。それ以外の機関を嵐山町はしっかりとらえて、少子化だからこそ子供を公的な存在としてとらえていく機関が必要で、その部分をどう考えていくかということです。大人の人たち、地域に活動しているのは大人の人たちだけです。それに何とかつついていく子供がいるか、いないかで、そうでなくて主体的な活動をしていくためにどのようなをしていくかということです。それについての答えが私はほしいと思うのですけれども。

大人の、町長の形でなく、若い世代の人たちの立場に立ったときに、どのようなものが欲しいかということを考えてほしいと思うのです。北部の人たちは児童館が真ん中にあたって必要ないかもしれない。でも本当にそうなのかなというのを考えてほしいのです。もっと地域的に、子供の活動を主体的にしていくための機能を持った機関が1つないとできないので、そこに児童館的な機能が必要だと思うのですけれども。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 児童館のお話ですけれども、何か児童館の意義というか、必要性というのは、何か考え方が同じような感じでいいのですね。それで、その児童館を子供が主体的に、今民主的にという言葉もありましたけれども、そういうような形で自分たちが自分たちの考えで動けるように。それには今のままだと地域の地域力といいますか、そういうものが弱いから子供たちが主体的に動きづらい、だからそういう機関を、場所をつくって、それを活用してやったらいいのではないかということだと思うのですが、さっきから言っているようにそうではないと思うのです。今子供会がないと言うけれども、子供会あるところあるのです。2区だって一生懸命やっているし、この間も一緒に歩いて一緒にやっているし、やっぱりそういうようなところが、うちのほうはもうないと言いますけれども、来週なんかお年寄りの人たちと一緒に集まって、子供会と一緒に集まってやるのです。そういうようなところから育てないと号令かけたって集まってくれないでしょう。実際はそうなのです。だから、やっぱり時間はかかるけれども、地域の中で子供さんが集まりやすいような、年配の人が中心になるかもしれないけれども、そういうところでも子供さんが集まれるような機会をつくる、それをふやしていく。そしてそのところのPTAの親御さんも参加をする。子供さんが動き出す。それは実際古里のほうの祭ばやしのあるとか、いろんなところが実際親が主体でやってきたものが、子供たちがあれだけ活気が出てきているではないですか。

〔「大人がね、やっている」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 ですから、そういうようなことでなければいけないのです。考え方が違うかもしれないですけども、私はそういう形でいかないとできないということで、コミュニティーづくりを一生懸命やって、それでそういう形のものが出てきて、それで、さっきも言ったけれども、運動会にしろ、嵐山祭りにしろ出る者がふえてきていると、そういうことなのです。

それと職員、町の対応はどうかということです、非正規職員。それで、優秀な人もいるのだから、それを採用して使うような形にしなければ、今の職員と競い合って、スキルアップを図れないよということですが、ただそのところで採用するには、さっき説明していただいたようにそういうものがあるわけです。ですから、それはそれ、これはこれだと思ふのです。おっしゃることは。ですから、そっちのことについては、さっきも言いましたけれども、全体に集まっていたいて話し合いをする機会も今年からつくりましたし、それで何かあればそういう話す機会もこれから持っていきたいというふうに思います。

それと、3分の1、4分の1、200人の50人、ですからその人たちが本当に職員と同じように力を出していただいているから今の町が動いていっているわけです。ですから、本当にありがたいと思います。そのところに格差が出ているのではないかとということで、それを埋めていきます、努力はしていきますと言っているのですけれども、そういう中で優秀な人をどうする。それは1人、2人優秀なのではなくて、本当に50人の皆さんが、優秀な人ばかりがやっていたいでいるわけですから、職員と一緒にこれからもやっていっていただきたい。それで、格差をできるだけ縮めていきたい。そういう基本的な考え方でこれからも進めていきたいと思っています。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 松本美子議員

○柳 勝次議長 続いて、本日2番目の一般質問は、第12番議員、松本美子議員。

[12番 松本美子議員一般質問席登壇]

○12番(松本美子議員) 12番議員、松本美子、一般質問を、議長の指名がありましたので、通告書に従いまして質問をいたします。

上下水道事業についてお尋ねをさせていただきます。

①ですけれども、水の大切さは各自どなたでも認識はいたしておりますけれども、改めまして水の大切さについての質問をさせていただきますが、これは安定供給を図るには水源がまずは最も重要と思われておりますけれども、ちょうど寒い冬を迎えますので、厳しい寒さを迎えるということで、1点

目に寒さ対策、あるいは節水の意識、それと同時に第1、第2、第3の施設等がありますけれども、その耐震、庁舎や管理も同様となってくるわけですが、方向性をお尋ねをさせていただきます。また、今年度の事業なのですが、その内容につきましては放水ポンプの関係、あるいは滅菌施設等があると思われまして、この第1、第2、第3のどこの施設のところに事業展開するのかをお尋ねをさせていただきます。

言うまでもありませんけれども、公共施設も寒さの対策、あるいは節水の対策にしっかりと取り組んでおられると思いますが、具体策をお尋ねをさせていただきます。

それとともに、町民に対する啓発や啓蒙あるいは広報活動をどのように行っているのかをお尋ねをさせていただきます。

②ですけれども、合併処理浄化槽の設置についてお尋ねをさせていただきます。これはくみ取りあるいは単独処理の世帯への転換を図るために市街化調整区域内へ普及をさせていくのかと思っておりますけれども、この合併浄化槽が18年度が5基の目標で、5基が達成できたというふうに報告もいただいておりますし、また19年度につきましては10基の目標でありましたけれども、5基を達成できたというふうに伺っています。この結果を踏まえまして、何か半分きり達成ができなかったということになりますと、課題といいたいでしょうか、そういうものがもしあるようでしたらお聞きいたします。

それと同時に、今年度、20年度なのですが、その結果を踏まえまして、また今年度も10基の目標を立てておりますけれども、住民にはもちろんこの制度の周知をどうにか図っているわけですが、その内容あるいは現時点での10基に対してどのくらいの達成ができているのかをお尋ねをさせていただきます。

③ですけれども、雨水の貯留施設制度というものがあると思いますが、これは残念ながら18年度も、19年度も希望がなく、もちろん希望がないのですから利用はなされておられませんけれども、雨水の利用の必要性というものは言うまでもありませんが、資源の節約、あるいは河川の増水、災害の防止と各いろいろあると思います。この制度につきましては公共下水道の供用開始世帯が対象というふうになってくるのだと思いますが、どうして18年、19年度は実績がなかったのかということが、ちょっと私疑問でございますので、何か問題点がありましたらお尋ねをさせていただきます。

それと、今年度になりますけれども、事業費等が今年度は組んでいなかったように私は、間違っていたら大変申しわけないのですが、思っております。18年、19年を踏まえて利用者がいないということで、今年度の20年度もそういった見込みを立てましての事業費がないのかというふうな点な

のですけれども、お尋ねをいたします。

それと同時に、一般住民の方には利用がなかったについても、公共施設での取り組みにつきましては町のほうの関係でございますので、取り組む考え方が起きなかったのか、あるいは現時点で取り組んでいるのか、お尋ねをさせていただきながら、もちろんこれも町民への普及の、啓蒙、啓発はもちろんですけれども、その辺どう行ってきたのかお尋ねします。

④になりますけれども、災害の関係ですが、災害が起きないことが当たり前でございますが、ベストです。ですけれども、世の中には災害が起きてしまい、非常事態というような形になってくることがあります。当町ももちろんそういうことが可能性としてはあるわけなのですけれども、これはそういった災害が起きますと衣食住が今一番大切になってきますけれども、そのためには今回、水の管理につきまして非常用水の確保というものも大事になりますので、お尋ねをさせていただきますけれども、給水の拠点の検討をなされていたかなと思いますけれども、その整備の進捗がどんなふうになっているのかお尋ねをさせていただきます。

⑤ですが、水道事業は財源の確保はもちろんですけれども、効率化を図る必要というものがもちろん、企業会計ということもありますのであります。そういった中では合理的な運営が進められているのかなというふうにも感じてはおりますけれども、委託もその一つの考え方かなというふうに承知いたしております。改めて委託の業務による効率化が、現時点では委託業務をなさっておりますので、どのような効率化が図られているのかお尋ねをさせていただきます。

⑥になりますけれども、公共下水道の供用開始区域内での水洗化率をお尋ねさせていただきますとともに、未接続の世帯は何%かあると思いますけれども、どのくらいの世帯が接続ができていないのかお尋ねをさせていただきます、その理由はどのような理由なのかお尋ねをします。

また、これを接続していただくためにももちろん努力はなされていると思いますけれども、具体的にどのような努力をなされたのかお尋ねをいたします。

2項目めに移らせていただきますけれども、①ですが、ゴルフ場の薬剤散布についてお尋ねをしますけれども、これは生活環境はもちろんですが、動植物の生態系を守るためにも10ヘクタール当たり以上のゴルフ場が対象になるのかなと思いますけれども、薬剤の規制というものがあると思います。そういった中での指導が最も重要なのですけれども、現状はどうなっているのかお聞きをいたします。

②ですけれども、河川の水質検査の件ですけれども、報告によりますと大腸菌は現時点でも引き続き基準値以上であるというふうな報告を受けて

おりますが、これは上流の町と、あるいは村とか、連携を図ることが必ず必要になってくるのだと思います。そういった中で比企合同で調査が行われていると思いますけれども、この調査の内容やあるいは大腸菌類が基準値を上回っているのですからしっかりと取り組みながらいると思いますけれども、進捗あるいは現時点、それから今後の方向性というものをお尋ねをいたします。

③になりますけれども、関越道の広野地内の防音壁の設置要望というものが出ておるかと思っておりますけれども、これは関越道へ要望書を出したというふうに伺っておりますけれども、その後の対応はどうなったのか、あるいは今年度も引き続きそういった場所が現実的にあるのか、お尋ねをさせていただきます。

以上ですけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

○柳 勝次議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時29分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

既に松本議員の質問が終わっていますので、順次答弁を求めます。

まず、小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 それでは、1の上下水道事業につきまして順次お答えをいたします。

①です。水の大切さの認識を深めるため、特に寒さを迎えますが、寒さ対策、節水意識、公共施設対応等の啓発や広報活動を聞くということでございます。寒さ対策につきましては、毎年12月あるいは1月の広報で毎年1回水道管の凍結防止の方法等をお知らせしています。節水意識につきましては、毎年6月上旬が水道週間になっております。国、県段階で水の大切さや節水を促す内容の作文、絵画、標語などの募集をしております。町ではこれらをお知らせするポスターを町内の各小中学校あるいは公共施設にお願いをし、掲示しております。公共施設に対しては菅谷出張所、B&Gの海洋センターなどへ水道週間のときにポスターの掲示をする以外には、特別に啓発や広報活動は行っておりません。

なお、平成20年の水道週間の全国統一標語なのですけれども、「ただいま 蛇口ひねって 水ごくり」であります。これは今家庭での飲料水が市販のペットボトルに押されている現状を考えまして、少しでも蛇口から出る水道

水を飲んでもらおうと、こういう強い意志表示であります。市販の水が1リットル100円といたしますと、1立方メートル、1,000リットルで10万円です。町の水については1立米が1,000リットル、これ95円、市販の水については水道水の1,000倍以上しているわけであります。水道事業管理者といたしましては、渇水期になって水の供給に不安が出るとき以外につきましては、水の大切さを忘れず、安心安全で安価な町の水をごくりと、のどをならし、心行くまで飲んでいただきたいと、こういうふうに考えております。

なお、議員さんから第1、第2、第3配水池のこの件に関しまして耐震のお尋ねがありました。3つの施設の耐震状況について申し上げます。まず、第1配水池なのですけれども、これは昭和49年竣工でございます。大平山にありますけれども、これについてはマグニチュード5クラス以下、それから昭和55年竣工の第2浄水場についてはマグニチュード5から6クラス、それから平成6年3月竣工の第3配水場、これ吉田のやつですけれども、これがマグニチュード6か7クラス程度の地震に対応できると、このようにされております。しかし、第1配水池につきましては建設後年数を経過しておりまして、コンクリートの劣化等が考えられましたので、本年度耐震調査を実施しております。現在調査中でありまして、まだ結果は出ておりません。

続きまして、②番、合併処理浄化槽設置はくみ取り、単独処理世帯へ転換を図り、市街化調整区域内へ普及ですが、現状を聞くでございます。町の排水処理計画はご案内のように市街化区域は下水道、市街化調整区域は合併処理浄化槽で整備していくことになっております。合併処理浄化槽については、町は昭和63年度から補助金を出しております。その補助基数は平成20年度までに444基であります。平成17年度からはくみ取り槽と単独処理浄化槽からの転換だけに補助金を出しております。予算は平成17年度から現在まで5人槽で10基分を用意しております。しかしながら、実際の補助基数は、議員さんおっしゃいましたように平成17年度4基、18、19年度が5基、そして平成20年度、今年なのですけれども、現段階では2基しか出ておりません。平成17年度からは町も補助制度が変わりましたけれども、合併処理浄化槽の普及という点では浄化槽法が改正されまして、浄化槽の定義から単独浄化槽が削除されて、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義されました。これによりまして補助金の有無にかかわらず市街化調整区域で新しい家を建てる場合には、すべてが合併処理浄化槽を設置することとなり、普及という点では確実に毎年ふえていくということになります。参考ですけれども、税務課調べで、嵐山町の市街化調整区域の平成19年中の住宅新築戸数なのですけれども、21戸だそうです。

続きまして、③の雨水貯留施設は18、19年希望利用者はなしと聞きます

すが、公共施設での取り組みは、また普及啓発の今後はこの件でございます。雨水貯留施設についての町の補助制度は、下水道処理区域内で不用になった浄化槽を雨水貯留槽施設に転用するため改造工事を行ったものに、改造工事1件につき5万円を補助するというものであります。平成6年度から13年度まで20基の補助実績がありますけれども、平成14年度以降については利用者はおらないという状況でございます。

なお、予算のことについてちょっと議員さん言われましたけれども、平成20年度の事業費の負担金補助及び交付金のところで、これちょっと名称が違うのですけれども、浄化槽再利用という文言で10万円、2基分を用意しております。補助制度のこの案内につきましては下水道工事あるいは受益者負担金の説明会のときに説明をしております。

公共施設での取り組みですが、この雨水貯留施設の補助制度はありませんので、別に考える必要があります。現在のところ雨水貯留施設を設置している公共施設は嵐山町にはありません。しかしながら、せつかくの天からのお恵みでありますので、設置についてはそれぞれの公共施設で考える問題でありますけれども、研究課題であると考えております。東京都の墨田区では区が所有する建築物については新築、増築の場合は雨水利用を導入することを原則とするという例もあります。個人の設置につきましては今後も積極的に推進のお知らせをしてみたいと思います。

続きまして、④番、災害時に非常用水の確保は最も重要となるが、給水拠点の検討や整備の進捗と方向性を聞くという件でございます。非常用水の確保については、嵐山町の地域防災計画では各浄水場に緊急備蓄用として緊急遮断弁付配水池を整備していくとあります。現在は志賀の第2配水タンクと吉田の第3配水タンク、これに緊急遮断弁を設置しております。地震の際は自動的に弁が閉まり、水道水の確保ができるようになっております。配水タンクの有効容量は、第2が2,200トン、第3が4,000トンとなっております。給水容器としては200リットルの給水タンクを2基、20リットルのポリ容器、これを45個を所有しております。非常用水の確保という点では、災害発生時から3日間については1人1日3リットル、災害発生から10日につきましては1人1日20リットルの水が必要とされています。人口2万人とすると、最初の3日間に必要な水は180トンとなります。その後の7日間で2,800トン、災害発生から10日で合計が2,980トン、約3,000トンということになります。計算上では2つの配水タンクで賄えるということになります。上下水道課としては、現段階の整備につきましては緊急遮断弁までというふうに考えております。タンクそのものが高い場所等にありますので、地震により道が封鎖されたり、現場まで行けないということも想定されますの

で、もし必要があれば循環型貯水塔とこういうふうなものの設置を考えていかなければならないのかなとも思っておりますが、現段階では緊急遮断弁までというふうに考えております。

続きまして、⑤、水道事業の効率化を図り、財源確保や委託を行い、合理的な運営を進めておりますが、委託業務により効率化の内容を聞くということでございます。現在水道事業では受付、開栓、閉栓、それからメーター検針、料金徴収などの業務と施設の維持管理、浄水場、配水場、水源の運転監視、残留塩素の監視などの業務を委託しております。受付などの業務委託料については、平成19年度決算で1,483万6,500円、施設の維持管理委託料につきましては1,291万5,000円であります。これらの委託による効率化ですけれども、まず職員数の減ということでありまして、人件費の削減につながっているということでございます。一方、施設の維持管理の委託については、安全安心な水を常時供給するため必要不可欠な業務であると考えております。委託のメリットですけれども、委託先の社員が専門的な知識がありますので、異常があればすぐに対応できるということでございます。特に緊急時の対応、雷だとか、大雨、あるいは台風などのときには待機をして監視する体制をとっております。これも職員だけではすぐに対応はできないというわけでありまして、委託の利点というふうに考えております。

最後でございますけれども、⑥として公共下水道の供用開始区域内の水洗化率と未接続世帯に対する促進を聞くということでございます。水洗化率なのですけれども、平成20年の11月30日現在で83.9%であります。供用開始区域内の人口が1万69人、水洗化人口が8,449人です。現在下水道使用料の伸びが鈍い状況にありますので、未接続世帯に対する働きかけを積極的に進めてまいりたいと考えております。現在把握している未接続世帯につきましては約420世帯であります。使用料の増を図るためにはこれらの世帯にいかにか下水管につなげてもらうかにかかっております。広報での推進は、最近では2回ほど行っておりますし、また工事の説明会でも毎回供用開始後はできるだけ早くつないでもらうようお願いしているところではあります。しかしながら、それがなかなか接続率のアップにつながっていないというのが現状であります。このため町では下水道指定工事店を対象に嵐山町排水なんでも相談所という任意の制度をつくりました。町民の皆さんが下水に接続する場合に、積極的に相談に取り組んでいただける工事店です。これに町内外から23店の工事店の協力が得られました。すぐに結果が得られるというものではありませんけれども、町としては少しでも接続率のアップにつながってくればと期待をしております。

以上で終わります。

○柳 勝次議長 次に、田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 それでは、私のほうからナンバー2の公害防止について順次お答えさせていただきます。

まず、①のゴルフ場の農薬散布の件でございますが、埼玉県の10ヘクタール以上のゴルフ場の農薬散布につきまして、埼玉県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱でゴルフ場において病虫害の防除等に使用される農薬の安全かつ適正な使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺の環境の汚濁の防止を図るために必要な事項を定めているというものでございます。また、この要綱に合わせまして埼玉県ゴルフ場使用農薬に関する指導方針によりまして、ゴルフ場における農薬の安全使用について指導しているというものでございまして、これによりまして安全で適正な農薬使用が図られているというものでございます。

続きまして、②の比企河川合同水質調査の件でございますが、この調査は比企郡を流れる河川の水質状況を把握しまして、河川環境の監視のための資料とすることを目的としているものでございます。この中でご指摘のございました大腸菌群数につきまして環境基準値を上回る値が認められているという状況でありまして、一般に大腸菌群数が高くなる原因として、家庭の雑排水また管理不十分のための滅菌不足の浄化槽の影響が考えられるというものでございます。以上のことから生活系の排水の影響を受けた支線の流入によりまして本線へも汚濁が進んでいるという状況が見受けられます。したがって、支線に対する汚濁対策が必要と考えられます。このような状況でございますので、関係する自治体ごとに生活排水の改善に努めるようにしなければならないかというふうに思います。

続きまして、③の防音壁の関係でございますけれども、防音壁の関係で騒音測定をいたしまして、環境基準値の昼間の基準、これが70、それと夜間の基準が65、これを超えているため防音壁の設置の要望書を平成19年の7月4日の日に提出いたしました。提出先は東日本高速道路株式会社でございまして、ここから再度3日間の要請限度の騒音測定を行うように指示がございました。それに従いまして3日間の連続の測定を実施いたしました結果、基準値の要請限度の昼間の基準が75デシベル、それに対しまして実際に78デシベルでございました。それと夜間でございまして、70デシベルに対しまして75デシベルでありました。そういう関係で超えているため、その測定した結果を添付しまして再度要望いたしました。それによりまして今年度広野2区地内の防音壁が約100メートル設置されるということになったわけでございますけれども、これにつきましてはこの秋に発注されるというふうに聞いていたわけなのですけれども、これにつきまして一般競

争入札を執行したところ不調になってしまったということで、再度入札を行いたいということになりましておこなわれているというような状況でございます。このような状況でございまして、予定しております防音壁につきましては発注がおこなわれておりますけれども、施工されるということでございますので、設置後の様子を観察していきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、再質問といいたまいますか、答弁漏れの気がいたしますけれども、確認をとらせていただきます。

まず、上下水道の①の関係で、今年度事業のことにつきまして、送水ポンプあるいは濁度計というような、滅菌という、そういうものがどこの、第1、第2、第3というふうな形の中のどこのところに事業はやるのかとことをちょっと聞いたと思ったのですけれども。もし私のほうが言いそびれていたようでしたら、2回目ですので、改めて。今年度計画はしてあると思うのです。それを先ほどの1回目の質問のときにしたと思っておりますけれども。していないようでしたら改めまして質問をさせていただきます。それは再質問という形で結構ですけれども、お願いいたします。

それでは、続けまして2回目の質問という形をとらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1回目の質問をさせていただいておりますので、私としましては1回目の答弁の中にももちろん入ってくるものというふうに認識いたしておりましたので、答弁漏れではないかというふうに私は感じましたので、質問をさせていただいている次第ですからよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、続けさせていただきます。

合併浄化槽なのですけれども、440基の対応が今までにあったというようなことの説明でございますし、答弁でございましたので、これはわかりましたけれども、今後も引き続き取り組むと。19年度からは、21件の新築の方は、もちろんこれからはもうそういう方向ですから取り組んでおた。それと同時に、どのくらいまだ単独あるいはくみ取りをやっている自宅といいたまいますか、人家があるのかということをお尋ねさせていただきます。

それと、③につきましてですけれども、公共施設では、雨水の関係になると思いますが、取り組んでいないということですので、今後の方向とすることができる限り取り組んでいったほうが、先ほど申し上げたとおり、1回目の質問で申し上げましたとおり私はせっかくの、雨水も十二分に利用すべきところは利用できるわけですから、各自の自宅でもやはり雨や何か降ったときにはバケツか何かでやって、花か何かの水をくれるとか、いろんなことをや

っている経緯もありますので、公共施設でもそういうものは取り組めるものでしたら取り組んでいったほうがよろしいというふうに思いますけれども、再度質問させていただきます。

それと④になると思うのですけれども、災害時の関係なのですけれども、こういったことが、これ想定の話になることで、現実化したらえらいことになりますけれども、もし災害が起きたときの対応につきましてはただいま答弁いただきましたけれども、これを復旧しなくてはなりませんけれども、そういったときの給水あるいは配水の復旧にかかわる人員といいたいでしょうか、費用といいたいでしょうか、それが1点、その件をお尋ねします。

それから、⑤の関係なのですけれども、水道事業の関係ですけれども、非常に熱心になされまして、黒字というような形をとっているようですけれども、収納率が99%ぐらいは年度内ではいくというところで、非常に喜ばしいかなというか、努力されているということがわかっていますが、残念ながら1%の滞納者という者が出てきているというふうに考えますけれども、この滞納者の関係は、いろんな関係がありまして、所得の関係、あるいは各自のいろいろな個々の関係もあると思いますけれども、どのくらい、長い方で、それまでにはいろんな措置をとってきているはずですが、何か月、あるいは送水しなくなったとか、いろんなことが、ここ1~2年のことで結構ですけれども、あると思いますが、滞納金というのでしょうか、それを少し答弁していただければと思っております。

それと公害防止のほうの関係になりますけれども、これはゴルフ場の関係の薬剤散布につきましては、町に対してももちろん年間には何回か書類見て報告書というのでしょうか、そういうものがもちろん出ていると思うのですけれども、その書類に対しての内容は的確だったかというようなことをお尋ねしたいと思っております。

それから、②になりますけれども、水質の関係なのですけれども、水質、公害の件につきましては、公害監視員というようなものを行っているかなと思っておりますけれども、公害監視員さんがいらっしゃるのでしょうか。この取り組みはどんなようなことを、この監視員につきましては監視をなさっている内容でしょう。そういうものをお尋ねさせていただきます。

それと、次の防音壁の関係だったのですけれども、現時点での内容につきましては答弁いただきましたからわかりましたけれども、そういった基準値を超えている箇所が今年度も現時点であるのかというようなことも1回目で質問させていただいたと思うのですけれども、再度質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 第1番目の問題なのですけれども、私のほうも松本さんが耐震基準のほうにいろいろ、第1、第2、第3ということでは言われましたので、そちらのほうだけに頭がいておりまして、すっかり忘れてしまひまして申しわけありません。

今はちょっと調べてないのです。今言われたことに対しましては。大変申しわけないのですけれども。ですから、耐震のほうで申し上げさせていただいたので、ご勘弁いただきたいと思うのですけれども。ちょっと急だったもので申しわけありませんが。ですから、第1、第2、第3の配水場については耐震基準等を今申し上げましたので、申しわけありません。

では、2番目からちょっと言わせていただきたいと思うのですが。合併処理浄化槽の件なのですけれども、今後も引き続きやっていくかということでございますが、今後もやっていきたいと、今年も10基、5人槽なのですけれども、予算的にあるわけなのですけれども、やはりこれが新築を対象にしなくなったというところでございまして、この補助金をですから利用する方については少なくなってしまったということなのです。ですから、大きい目で、水をきれいにしましょうという観点からすれば、この合併処理浄化槽をもうすべての家庭でつけていただくということになりますので、そういう目的では沿っているかなと思うのですけれども、これも町の財政が非常に逼迫をしてしまったということが原因でありますので、ご容赦いただきたいと思ひます。

それと、単独とくみ取りの数なのですけれども、これは現在単独については1,751世帯で設置してありまして、合併については729、それからくみ取り槽、これは431件、下水等につないでいる方については、この資料だと3,155になっているのですけれども、最近ではこれはかなりふえて、3,200~300になっております。あとまた、把握もできないところもありまして、世帯といひましても老人ホームだとか、そういうふうなところも一応世帯等が入っていますので、なかなかそういうところ難しいなと思ひているのですけれども、今申し上げたものが一番最新の数字だということをお願いいたします。単独が1,751、合併が729、くみ取りが431ということでございます。

続きまして、雨水のことなのですけれども、雨水の貯留槽、これは補助金そのものは雨水の貯留施設の転用の補助金ということが目的でありまして、今までこの浄化槽を使っていた方がこれが要らなくなって、下水のほうにつないでもらうというときに改造費を、5万円を限度にして出している制度なのですけれども、公共施設につきましてはまた別なのかなというふうに考えてありまして、先ほど申し上げましたようにこういう時期でありますし、天からた

だで降ってくるわけですから、これを上手に利用するという点については、やはり都会だとそういうところについてはやっておるわけですが、必ずやりますということではありませんけれども、研究する必要があるのかなど。水道施設については今のところやっておりますけれども、ほかの公共施設についてどう考えるかについてはまた違う方の考え方もあると思いますけれども、今の段階ではどこも設置をしていないというのが現状でございます。

それから、災害のことなのですからけれども、復旧の人員ということなのですからけれども、嵐山町の防災計画なのですからけれども、その中にもありますけれども、水道ビジョンをつくりまして、その中に載せてあるのですけれども、応急給水復旧のための設備、人員ということなのですからけれども、運搬給水に必要な人員ということで42人、現況では4人しかいないと。それから、応急復旧に必要な人員については、これもまた48人というふうなことが書いてあります。応急復旧箇所については、期間が大体3週間ぐらいが設定してやっているとということでございます。それから、費用についてはちょっとわかりません。

それから、収納率なのですからけれども、最終的には99.5%ぐらいまではいっておるわけなのですからけれども、やはり滞納者につきましては何カ月ぐらいの方がいるのかということなのですからけれども、一応何カ月か滞納されている場合には一応給水停止等の措置も現在ではとらせていただいております。それで決算等で不納欠損をしている、ちょっとここに資料はないのですけれども、金額では80万円ぐらいがいつも滞納整理をしている、不納欠損として落としている数字かなと思うのですけれども、人数についても100にはいっておりません。正確な数字がないので申しわけないのですけれども、これも70～80人ぐらいの数字だと思っています。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 それでは、①の関係からちょっとお答えさせていただきます。

町のほうの対応でございますけれども、町につきましては嵐山町環境保全条例がございまして、この中で農薬の散布について規制しているものでございます。これにつきましては、先ほど言いました県の指導要綱、また指導方針とほぼ同等なものでございまして、それに沿いましてチェックしているということでございます。県につきましては、この農薬の使用計画書を、まず毎年次年度の農薬の使用の予定についてを、農薬使用計画書というのを提出します。それに伴いまして、その計画が、その農薬の使用の状況について、実際この計画に沿って使用した農薬の使用の状況について報告する

というものになっています。その報告されまして、それと町のほうの関係でございませうけれども、これもほぼ同じでございまして、ここにございませうけれども、ここにちょっと農薬使用状況報告書、これは実際に報告したものです。それと農薬使用計画書、こういう計画書を出してもらって、その次の年はその計画に沿って実施し、実施したものを報告してもらおうというものになっています。これにつきましては、町につきましてはその関係で、実際にその農薬が外に出ているかどうか、そういうものをチェックするために農薬の測定結果報告というのをを出していただいております。これは水が集まるというか、ところの調整池がございませうけれども、最終の調整池でその水質をとって、実際にそこに農薬が出ているかどうかチェックするわけでございます。これにつきましては今のところ全部不検出でございます。農薬は不検出です。農薬の関係でございませうけれども、殺菌の関係、防虫の関係、それと除草の関係、3つが大きく分かれております。この関係についてチェックするというふうな形になっております。町のほうについてはそういう形で行っております。もしよしかつたらこれは後で、課のほうにありますからごらんいただければと思います。

それと次に、公害監視員の関係なのですけれども、以前はちょっとあつたかと思うのですけれども、今現在は行っておりませんので、その辺をちょっとご了解いただければと思います。

続きまして、③の防音壁の関係でございませうけれども、これにつきましては昨年の5月に最初に騒音測定をしました。そのときに杉山から太郎丸までの間の7カ所を測定しております。その測定しております、環境基準値を超えたものというのが、昼間の環境基準値を超えたのが1カ所、それと夜が3カ所、この環境基準値は先ほど言いましたように70デシベル、昼間が、夜が65デシベルなのですけれども、この基準値を超えたのが昼間のところが1カ所、夜のところが3カ所、両方超えていなければだめなわけでございます、両方超えたのが広野2区のところでございまして、そこについて再度3日間連続による調査をして、要請限度を確認しまして、超えておりますので、東日本高速道路株式会社のほうに要望したというものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、最後ですけれども、質問させていただきます。

今年度の事業の関係が把握がなかったというのが少し残念かなというふうには思っておりますけれども、担当課のほうで後で教えていただければと思いますけれども、よろしく願います。

そうしますと、合併浄化槽の関係ですけれども、これは維持とか管理は設置者が義務というふうになっているかなというふうに承知いたしておりますけれども、そうすると町のほうではこの点検とか、清掃とか、そういうものには一切指導というものはかかわらないということですか。設置者のもちろん義務ですから、各家庭ということになると思うので、余りそれは関与はなさっていないのかな。どうなのでしょう。

それと、保守点検の清掃関係が、県のほうからの移譲が町のほうに来るのではないかなというふうにちょっと伺っていますけれども、その辺の予定は現時点ではないのでしょうか、まだ。見通しはないですか。それが1点です。

それから、公害防止の関係で説明をいただきましたので、ある程度は納得はいたしておりますけれども、ゴルフ場に関係、水質の関係にもかかわってくるかもわかりませんが、もちろん規制があるということはもうわかりましたけれども、そうしますとこれに万万が一違反というのですか、した場合には罰則規定みたいなものもあるのですか。それは指導のみで終わりですか。それを1点聞かせていただきます。

それと同時に、3つの分かれていてのことが行われているということですが、そのために健康被害とか、そういうものが出たとか、出なかったとかと、そういうところが少し私には把握ができておりませんので、もしなければいけないということで結構なのですけれども、最後ですからお尋ねをさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 今年度の事業についてお答えできなくて申しわけありませんでした。後で、お越しいただければご説明を申し上げます。済みませんでした。

それから、2番の浄化槽の維持管理なのですけれども、これについては県のほうがやっております、町で直接この指導等はしておりません。ただ、保守点検だとか清掃、これにつきましては当然設置者の責任でやっていただくということが合併浄化槽のほうの法律で決まっておりますので、これに基づいてやっていただきたいというふうに考えております。ですから、町のほうはこの合併浄化槽の保守管理、維持管理等の講習会といいますか、これはたまたま11月の29日と30日、埼玉県の一応主催、それから嵐山町の上下水道課の後援ということで29、30日に浄化槽をお持ちの方を対象に実施をいたしております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 ゴルフ場の関係の農薬の関係でございますけれども、これの罰則の関係でございますけれども、県のほうの関係、要するに指導要綱、指導方針ですか、それに伴う関係ちょっとわかりません。今把握してございません。それと町のほうの環境保全条例でいう農薬の規制の関係でございますけれども、これについては、この条例でいきますと、まず指導または助言、それで改善勧告、そして改善命令というところまでございます。以上です。

それと騒音の関係で3カ所超えているところがあったということでございますけれども、これは特に健康的な被害とか、そういうものはないというふうに思っています。

以上です。

〔「答弁漏れかなというふうに1カ所思いますけれども、よろしいでしょうか」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 答弁漏れありますか。ではまとめてください。

○12番(松本美子議員) 合併浄化槽で、県のほうからの権限移譲が町のほうにというふうに予定があるのではないのでしょうかというふうにお尋ねしたのですけれども、これはまだ、予定は未定というような形で、どうなっているのか、その辺を済みませんが、答弁漏れだと思imasので。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 申しわけありませんでした。

今のところ移譲はまだ受けておりません。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 村田 廣 宣 議 員

○柳 勝次議長 続いて、本日3番目の一般質問は、第8番議員、村田廣宣議員。

〔8番 村田廣宣議員一般質問席登壇〕

○8番(村田廣宣議員) 8番、村田廣宣、通告書に従いまして一般質問をいたします。

まず、1点目として管理委託業者、臨時雇用者に対する報酬についてでございます。新規管理委託者、臨時雇用者に対する教育、講習はどのように行っているのか。特に職員がいなくなる夜間、休日等は外部からの問い

合わせに対応する部分の処理、事務手続は問題がないのかお尋ねいたします。

2番目として、新型インフルエンザへの対策であります。この質問は昨日金丸議員より同じ質問がなされ、答弁がなされております。それによりますと町独自の対応計画は持っておらず、発生時は国、県の施策に沿って処理する。また、新型インフルエンザ用のマスクの備蓄は各自にて備蓄してもらいたいとの答弁がなされております。また、発生時の対応は、自然災害発生時と同様な組織で対応するとの答弁でございます。今考えられるのはこの答弁ぐらいのが精いっぱいだと思います。しかしながら、町内の医療機関との話し合いも、内々でもよろしいから持っておく必要があるのではないのでしょうか。発生時町内の医療機関としてどのような対応が可能か、また患者の収容は可能であるのか調べておくことも必要のものと思われまますがどうでしょうか。また、マスクの備蓄を町民各自にお願いすることであれば、新型インフルエンザの脅威、マスクの効果等を広報等で周知させる必要があると思われまますが、どうでしょうかお尋ねいたします。

3番目として、町の均衡ある発展についてでございます。まちづくり交付金を利用した北部地域、中部地域のインフラ整備が5年間にわたり重点的に進められております。町の均衡ある発展を考えたとき、他の地域、また南部地域への整備はどのように進められるのかお尋ねしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○柳 勝次議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、1番の問題につきましてお答えをさせていただきます。

新規管理委託者、臨時雇用者に対する教育、講習でございますけれども、庁舎管理を例に申し上げますと、委託業者でございます。庁舎内の業務に従事している方が9人ございまして、ローテーションで勤務しておるわけでございますけれども、その中の業務責任者を通じまして全員に周知をさせていただきます。それから、臨時雇用の関係でございますけれども、臨時職員、非常勤の職員の関係でございますが、年に2回研修会をしております。内容としては給与、休暇、福利厚生制度、それから法に基づく義務、そして住民への接遇について研修を行っております。

次に、夜間、休日等の外部からの問い合わせに対する対応でございますけれども、夜間の対応は原則として警備員、休日、祝日の対応は日直となっております。このうちの災害等緊急事態が発生した場合でございますけれども、これは緊急時の連絡網が整備してございまして、日直、または警備

員から私のところに連絡が入り、災害の程度に応じて待機態勢、警戒態勢、緊急態勢、非常態勢を講じるというふうなことになっておりまして、態勢を講じる場合は副町長、町長の指示を仰いで態勢を整えるというふうなことになっております。それを経て職員を動員をして対応に当たるというふうなことになっております。もう一つ、事故等の緊急時の対応でございますけれども、これは役場庁舎を含めて公共施設²⁷でございますけれども、それごとに緊急時の連絡網が整備してございます。これに基づいて対応をしているところでございます。それから、その他の問い合わせでございますけれども、日直にいろいろな苦情、問い合わせ等があった場合、対応可能なものにつきましては日直が対応しておりますし、不可能なものにつきましては担当課長等に連絡をして対応をとっているということでございます。

なお、夜間の警備員の関係でございますけれども、警備員につきましては公共施設の緊急対応図というものが整備してございまして、それに基づいて対応していると、こういう状況でございます。

○柳 勝次議長 次に、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 新型インフルエンザ対策についてお答えをいたします。

町内の関係でございますけれども、町内の医師への具体的な要請につきましては現在しておりません。しかしながら、県では全保健所に保健所長をリーダーとする新型インフルエンザ対策特別チームを設置しておりまして、パンデミックと呼ばれる大流行した場合には、各市町村個々の対応ではなくて、広域的な対応をしていくこととしております。また、県内のインフルエンザの専門家から成ります埼玉県新型インフルエンザ専門会議も設置しておりまして、その中には県医師会の副会長や常任理事、そういった方もメンバーに入っております。そういうふうに考えますと、県内の医師会の理解は得られているのであろうというふうに考えております。

次に、町民の皆様への周知についてでございますが、新型インフルエンザは流行から収束まで8週間程度かかると言われております。マスクも、きのうお話ししましたように1人当たり25枚程度の備蓄が必要であろうということでございます。さらに生活必需品の備蓄も2週間程度が必要なことなど、家庭や個人単位での取り組みが大変重要なこととなっていくわけでございますので、今後情報提供を広報やホームページ上で適切に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、3番についてお答えをさせていただきます。

町の均衡ある発展ということで北部、また中部、この地域を中心にインフラ整備が5年間にわたって重点的に進められているというお話でございますが、そういうようなことでございますが、この地域を絞って、そのところを重点的にというより、事業をよく見ていただくあれなのですが、点在をしている事業を、まちづくり交付金事業という、それを使ってやらせていただいているといったほうが合っているのではないかなと思うのですが、そんな形でやらせていただいているわけですが、まちづくり交付金、議員さんご案内のとおり制度としては大変地方に使いやすい、ありがたい事業でございます。それで、現在お話のように19年度からは嵐山の中央地区、そして20年度からは嵐山の北部地区、これの中に大きな課題で長く抱えてまいりました給食の調理場の問題ですとか、それから中央地区の中央公民館、あるいは旧庁舎、こういうものを整理をしていこうと、こんな事業も含まれています。それと中央地区では特におくれておりました学校への歩道の整備、これらを重点的にやっているわけですが、そういうようなことが行われていると。そして、その24年度、25年度には国からこの事業で義務づけられている事後の評価、これをしなければいけないということがございます。それでその検証、評価を総括をして、次の事業をやる、やらない、そういうことを計画、課題を立てていきたいというふうに思っております。そういう中でこれをやっていく、国から認められれば最大40%の国庫補助がもらえるという内容のものなのですが、それをもう一つというのが現状ではちょっと厳しい状況かなというふうに思うのです。

それで、私の南部地域が事業を行っていないかということなのですが、19年度も鎌形の150号線の事業、道路改築工事、また舗装工事では町道の1の19とか、2の27とか、19年度行いました。また、20年度といたしましては、町道の鎌形の216号の舗装、それから鎌形の150号の道路改築工事、鎌形163号線道路、それから根岸の17号、22号、そのほか道路の舗装修繕工事というのが全町にわたるわけですが、それらの関連で町道の1の18、1の19、2の27、こういうこと、それから21年度には予算要望が出ておりますように大蔵の73号線、これの測量設計委託、それから町道鎌形の163号線の道路の改修工事、道路関係ですが、これだけのものというのは南部地域でも計画をされ、実行が終わり、あるいは実施中のものがあるわけでありまして、全体的に均衡ある事業展開をさせていただいているかなという感じがします。

ただ、その中で重点的にこのところがというようなことが起きたときに、なかなかそのところに予算投入というのは難しいわけでありまして、そういうものをまちづくり交付金を使ってこれから展開していかなければなと思って

おりますけれども、そんな状況で推移をしております。ぜひ全体といいますか、地域によってまちづくり交付金事業、中央地区の通学路関係のところはかなり、中央地区で、菅谷地区で残されていた部分を中心的に取り組んでいる部分もありますけれども、そのほかの地域においてはそんなにどこの、北部地区のところ、例えば杉山、太郎丸、古里といっても、何本も抱えているというようなところは少ないかなと。そういう面で見ると南部地区の鎌形地区なんかは本数も現在でも多いかなと、そんな感じがしております。いずれにいたしましてもこれからも町の均衡ある発展、こういうものを中心にといいますか、頭の中に置きながら事業を進めていきたいというふうを考えております。

○柳 勝次議長 第8番、村田廣宣議員。

○8番(村田廣宣議員) 1番の管理委託業者ですか、この問題はなぜ質問いたしましたかという、ここ何件か疑問に思うような対応がされ続けて、起きておりますと聞いております。1つは出生届でございます。出生届を受け付けてもらえなかったということでございます。嵐山町で出産し、来庁した旦那さんが、休日でありましたが出生届を提出したところ、休日ということで受け付けてもらえなかった。その人は自分の時間の都合もあり、しょうがないから小川町へ行って出生届を提出したと聞いております。出生届、縁があるから嵐山町へ提出したいと思って、時間の関係もありますので、日曜日、休日でありますから持ってきたということでございますが、受け付けてもらえなかったということで、急遽小川町のほうへ行って提出したという話を聞いております。またもう一件、夜間遅く道路わきの立ち木が傾き、いつ倒れるかわからない状態ということで役場のほうに連絡をしたら、適切な判断を下すのに少々問題があったように思われるということでございました。いろいろな対応が町のほうとしてはやられておるのですが、それが有効に活用されているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

2番目は、これは前にも金丸さんも聞いておりますので、これで結構でございます。

3番目の問題でございますが、どうもひがみがあるのか、私のほうとしてはこのような見方がどうしても出てきてしまうわけでございます。サブプライムローンに端を発しましたアメリカ発の景気後退、不況が全世界に影響を及ぼし、実態経済にも多大な被害をもたらしました。ここ数年の不況は避けられないものとの予想でございます。企業の業績悪化、税収減等町の財政運営にも大きな影響を与えるものと思われまます。町政運営も難しい場面に遭遇してくるものと思えます。その影響は重点整備地区以外にしわ寄せにならないようにしていただきたいと思えます。先ほど鎌形地区大分道路工

事が進んでいるということですが、それだけ今まで必要な道路が進まなかったのではなかったかと、逆に考えるとそのように思っております。公正、公平、無私をキャッチフレーズに町政を運営されている岩澤町長でございます。町全体を見て公正に発展を図っていただきたくもう一度お聞きいたします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 私のほうからは夜間の道路わきの倒木の問題についてお答えをさせていただきます。

先日笛吹峠におきまして、木が道路に倒れていた問題でございますけれども、ちょっと対応が不十分でございまして、警備員がなれていなかったということが原因でございます。十分な教育訓練が徹底されておらなかったわけでございます、大変申しわけないというふうに思っております。

なお、処理については、その日都市整備課の職員においてその木について処理がされたわけでございますけれども、業務責任者を呼びまして、この内容をお話をし、今後このようなことがないように指導いたしました。業務責任者からその後警備員に正しい対応の仕方の確認を行ったという報告が来ております。ご容赦をいただきたいと思っております。

なお、出生届の関係は町民課長のほうからご答弁をさせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 ただいま議員さんのご指摘にございましたように本年6月ぐらいだったかと思うのですが、ちょっとさきの話になってしまいましたが、確かに出生届が休日、夜間でございましたけれども、届けが出されまして、それを夜間の警備員のところで受けられないという形で他町村のほうへ回っていただいたというケースが確かにございまして、大変申しわけなく思っております。このケースにつきましても警備員さんが夜間、新しい警備員さんにかわったばかりだったということもございましたが、確かにそういった取り扱いのマニュアルといいましょうか、そういったものについて不十分であったということで、早速諸届けに関する手続マニュアルを警備員さん用にも用意をいたしまして、説明をし、そして対応を図るよう改善をさせていただいたところでございます。今後このようなことのないように十分に注意を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番についてお答えをさせていただきます。

公平にという話ですが、まさにそのとおりでございまして、そういう考えの

もとで事業を組んで、そして議会の皆様方のご了解をいただいて事業実施をしているわけでございます。これからもぜひそうでない、公平でないというように思われないように、ぜひ注意を払って、そして皆さん等のお知恵をいただきながら事業を進めていきたいというふうに思います。

それで、特に大蔵地区では1の15、中島屋さんのところから將軍沢、笛吹峠へ抜けていくこの道、これについて嵐山町の課題として長いこと抱えてきているわけです。それで、大蔵の交差点のところから將軍沢に向かったの、特に狭かった部分、あそこのところだけでもということ、地権者のご協力をいただいてあそこが広げることができました。それで、ここのところを一遍にとってもなかなか、道路の拡幅工事というのは地権者のご協力がないと進まないわけでありまして、そういう状況の中であそこだけできた。ほかのところもぜひご理解をいただけたところは一遍にとということでもなく、狭いところを広く、狭いところを広くというような形がとればというふうに思って進めていければと思っています。

そういう中で一番の入り口の旧254の中島屋旅館さんのところ、今度まちづくり交付金で入り口のところを拡幅をする、そういうような状況がございます。ちょっと距離的には短いわけですが、入り口のところが通学路にもなっておりまして、子供たちが傘を差しても通れないような場所がございます。それで、あそこのとことりあえずということで、あそこの狭い部分ですが取り組んでいく。そういうことで大蔵の地域の課題でもありますけれども、町の大きな課題のこの1の15号についてはそういうことでやれるところが生まれたらというか、細くて大変なところを早くやれるような対応をとっていきたいというふうに思っております。均衡ある発展を、これを願っております。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 2時51分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

◇ 清 水 正 之 議 員

○柳 勝次議長 本定例会最後の一般質問は、第10番議員、清水正之議員。

[10番 清水正之議員一般質問席登壇]

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず、今定例会の中でこれほど経済に、不況についての話し合いがあった議会はなかったかなというふうに思います。その中で町長は、できる対応はやっていくという表明もなされました。私は3点について質問をしたいというふうに思います。

まず第1点は、国民健康保険です。4月から後期高齢者の医療制度が始まって、国民健康保険会計そのものも変わってきました。そこで国民健康保険会計の現状ですけれども、現在どうなっているかというものを少し調べてまいりました。歳入、歳出面にわたって国民健康保険会計そのものが後期高齢者医療制度の導入に伴って変わってきました。1つは歳入の面ですけれども、国民健康保険そのものが75歳以上の高齢者は脱退をするということで、大きく健康保険税そのものが減収になりました。同時に国庫支出金、それから療養給付費交付金そのものも減額になっています。あわせて町の健康保険会計の減収そのものが2億7,148万3,000円、これは19年度と新年度の対比であります。しかし、この後期高齢者の導入に伴って前期高齢者の交付金そのものが3億154万8,000円増収になるということで、総体的には歳入面での増収になっています。あわせて、歳出面では老人保健の拠出金そのものが支出が少なくなると。それに伴って後期高齢者の支援金が2億2,920万9,000円支出が新たに出てくるということとあわせて、前期高齢者の納付金と合わせて2億2,971万6,000円が新たに支出がされるという面はあるのですが、そうした反面、老人保健の拠出金そのものが2億4,598万4,000円の支出がされなくなるということでは、歳入面では新たな前期高齢者の交付金によって国保会計そのものは増額になり、歳出面においてはほぼ相殺ができるという形になると思います。そうした中で19年度の基金そのものが7,000万円、それから予備費が2,800万円ということで国保会計の中に積み立てられていくというふうになってくると思います。そういう面から考えると、当面は国保会計そのものは値上げをしなくても済むのではないかなというふうに感じています。

実は今厚生省そのものが応益、応能の50、50にしようという動きが強まってきています。近隣では毛呂山町がこの4月からそうした方向をとっていくような動きが出てきています。嵐山町としてはこの国民健康保険そのものの会計、今私、そういった分析をしてきたわけですけれども、町としての分析結果、それから料金改定を行っていくのかどうか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

2点目の資格証の発行ですけれども、この議会の中で子供の資格証の

発行についての話がありました。町の答弁としては、緊急の場合の対応として保険証を交付をするというふうな話があったわけですが、今国の動きの中では無保険の救済については、今この国会の中で新たな法律として無条件で交付をしていこうという動きが出てきています。同時にその根拠としては、子供には滞納の責任がないというのが新聞報道でされました。まさにそのとおりではないかなというふうに思います。私はそういう面では、少なくとも子供については無条件で交付をしていくということが大切なのではないかなというふうに考えています。まず、子供の保険の関係についての考え方、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に、多分9月だったと思いますけれども、嵐山町では新しい保険証が発行、交付されました。その前に、子供の保険の関係ですが、報告の中では15件、それから子供保険が1件というふうな報告がありましたけれども、私たちの調査では18件になっているかと思います。18件で、子供世帯が2世帯、そのうちの内訳として乳幼児が1人だったか、小学校が3人ぐらいたと思います。そういう面からすれば、今全国的には子供の保険そのものは無条件で交付するという世帯がふえてきています。ぜひ嵐山町でも子供の保険については無条件で交付をしてほしいというふうに考えています。

それから、保険証の関係ですが、今埼玉県の中では資格証明書を発行しないという自治体が11自治体あります。近隣では、ときがわ町であり、鶴ヶ島市等、それから東秩父もそうです。発行しないという自治体ということで私たちは把握をしています。同時に、発行しなかったという自治体が19自治体、埼玉の中にはあります。そういう面では近隣では滑川、川島、吉見等は発行しなかったというふうに言われています。国民健康保険が成立をする段階ですべての国民が健康のために医者にかかれるというものが基本であったというふうに思っています。そういう点では法律の改正の中で、国が資格証明書あるいは短期保険証というものを自治体に発行するようというものが通達の中に出されて、こうした今の現状になっているというふうに思います。私は、今住民そのものが大変な時代になってきた中で、やはり保険証そのものは無条件で交付してもいいのではないかというふうに思っています。ぜひそうした方向をとっていただきたいというふうに思いますが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、2点目ですが、前回も、前々回もお話をしましたけれども、なかなか具体的にはならなかったというので、3回目の正直になるかなというふうに思いますが、新年度予算の中でまだ14億歳入の不足額があるという話をされました。それだけ住民の要望というものは大きくなってきているかなというものを痛感をしています。この間提起をしてきた問題につい

て改めてここで、新年度予算の編成も含めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

1つは子供医療の問題です。これは川島町が既に子供医療については窓口払いをなくしたという形で、この間町長そのものも年齢の引き上げを図ってきました。1つは、そういう点ではこのマニフェストにあるようにさらに義務教育修了まで進めるという点、そして窓口払いを廃止するという点、これが新年度予算の中で入っているのかどうか。入っていないとすれば町長の考えで、いつごろ実施をしていく考えがあるのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、2つ目のふれあいタクシーの問題です。広域バスが、私たち町議選の中でアンケートをとりましたけれども、広域バスそのものがまだ十分に利用ができない部分があるということで、特に將軍沢だとか、千手堂だとかいうものがあるということを前の議会でお話をしたと思うのです。買い物をしていきたいということで、町長はその路線変更についてはときがわ町と話し合いをしていくという話もされました。1つは広域バスの路線、話し合いがそうです。そういう点ではできたのかどうか。できないとすればこの福祉タクシーでどれだけカバーができるのかどうか、いつ実施に移っていくのかもお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、志賀中の体育館の建てかえですけれども、武道館も含めて建設をしていきたいというふうな話がありました。聞くところによると、今菅中の武道場そのものが、以前からのものも含めて、今柱も腐ってくるというか、そういう状況になってきました。そういう面では、武道場そのものが、特に菅中の子供たちについては外部指導員によって柔道が引き続き行われているという形になっています。この武道場の建てかえ、私は急務であるというふうに考えています。玉ノ岡の場合は武道場できていますから、そこで実施ができるようになっていきます。実はこの武道場数年前に実施に移そうという動きもあったのです。多分2,300万くらいのプレハブでという話が、柔道会とそれから剣道会の中で見積もりもしながら何とか実行に移そうという動きの中でとんざをしまいました。この武道場の併設、私はいち早くやっぱり手がけていってほしいなというふうに思っています。こうした問題についても新年度予算の中に含まれているのかどうか。含まれていないとすればいつごろの計画になっていくのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、ここに防火対策と書いてあるのは失礼しました。防災対策に直していただきたいというふうに思います。

今志賀の中では堂沼の整備がされながら、一定の遊水池については防

火も含めた方向にしていこうというふうになっています。その進捗についてまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

あわせて、住宅の耐震については前回、前々回という形でお話をしてきました。この問題についての内容についてもあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、最後の道路整備ですけれども、この問題については市街化区域の中の多分57号線かそこらだったと思うのですが、特に通学路のお話を以前したと思います。町としては計画的にという話がされてきていますけれども、具体的にどういうふうな形で進捗をしていけるのかどうか。どの部分が新年度予算にのってくるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、3点目ですけれども、雇用対策の問題です。これはもうきのう、きょうという形でいろんな議員さんの中でお話がされました。実は嵐山町の現状というものはなかなか把握ができないのですが、実はちょっと今の状況に合わなくて、古い資料になってしまうのですが、17年度の統計によりますと嵐山町の労働力人口というのは総数で5,667人います。これちょっと驚いたのですが、完全失業者というものが300を超える失業者がいると。この完全失業者というものの規定が、実はきのうの新聞だったと思うのですが、1週間に1時間働いただけでも完全失業者にはならないというふうに、そういうふうに変えていこうというふうに報道がされています。そういう面では実態はもっと多いのではないかと。今の状況からすればもっと多くなってきているのではないかとというふうに改めて感じさせられました。そういう面では、実は15歳から44歳まで、この300人のうちの3分の2、199人がここに占められている。同時に男性が300人のうちの200人、3分の2は男性というふうになっています。きのうもお話があったように内定取り消しという事態にもなっています。

私は、そういう面から前回、前々回という形でハローワークの分室を、そして機会の設置をという話をしてきましたけれども、それも県のほうでは、嵐山町では該当しないというお話で、非常に残念に思っています。実は私たちきのう、この年の瀬に当たって緊急対策というものを麻生首相に渡しました。その中で、嵐山町としてどういうものができるのかなというふうに思っていますけれども、その中の一つとして、失業者の生活と再就職支援のための総合的相談窓口を全国のハローワークに緊急に設置をするという項目もあります。同時に、国と自治体が協力して失業者などへの仕事づくりを進めていくというふうな問題も提起をしています。そういう面では、では自治体は何ができるのだろうか。私は、特に若者たちが正職員につくということが、将来に

わたって生活も安定してくるし、町の活性化にもなるし、町の財政支援にもなるのかなというふうに思っています。そういう面ではどれだけやはり正職員の人たちが、この嵐山町の中にふえていくかどうか、これがやっぱりこれからの嵐山町の町政を担う試金石になってくるのではないかなというふうにも考えています。そういう点では、私は少なくとも今のこの雇用問題の町の体制そのものの中で、やはり担当そのものを明確にしていく、今はその担当そのものが明確になっていないというふうに思います。やはりハローワークとの連携、町内企業との連携そのものを、仕事の一環としてきちっと位置づけて、それを町民に返していく。そういう面では課が設置できれば一番いいのですけれども、このくらいの規模だとなかなかできないと思うのです。そういう面ではやはり係の一つの仕事としてきちっと行政の中に位置づけていくということができないだろうかというふうに思っています。同時に、就職のあっせんをしている自治体もあるという、北本ですね。お話もありました。そういう中で、その係を位置づけながら、ハローワークとの連携をされて、町内企業との連携を図りながら、少なくとも今高卒、中卒で仕事を見つけている若い世代の中に、そういうあっせん事業が町の仕事としてできないかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

個々の現状ですけれども、これはきのうお話を係から細かくしてあるわけですが、今清水議員さんおっしゃったように現状では値上げをしないで済むかなというような状況にはなっているわけでありまして。ちょっと資料がありますので読ませていただきます。現時点での予算の執行状況から20年度の決算を見ますと、9月の定例会において歳入歳出においてその時点で確定していた項目について補正をさせていただいた結果、保険給付支払い準備基金に4,000万円を積み立て、現在の基金残高は7,276万何がしとなっております。予備費も2,889万8,000円となっている。それで、歳出においても保険給付費が4月から9月までの6カ月間の支給状況、これを見ますと、療養諸費が4億8,000万円ほど、19年度に比較して2.0%マイナスとなっており、また高額療養費が5,000万ほどで、19年度に比較をしてマイナス14.9、こういうところで推移をしていっている。今後下半期の保険給付費が仮に19年度と同程度の支出で推移をすると推計すると、当初予算の範囲内でおさまることとなりまして、それで先ほど申し上げました保険給付費支払い準備基金を20年度中に取り崩しをせずに21年度の予算編成を行うことができるのではないかと、こういうことです、議員さんおっしゃる

とおり。それで、21年度に向けての保険税の改定は今のところ図らなくて済むであろう、こういうことでございます。値上げはですからしないでいけるだろうということでございます。

それから、資格証ですけれども、無条件でというのは、細かくこれも説明をさせていただいたわけですが、子供の医療の確保、これは何をいってもできないといけないわけですからということを行いました。それとあわせて、保険料の負担の公平性、これも確保していかなければいけないのだと。ですから、この兼ね合いの中でいろんな、今おっしゃったような制約、あるいはそういうことを行っている自治体もあるということでございますが、そういう中ですべて無条件でというのは、前もお話したような状況の中で難しい。しかし、嵐山町においてはそういう状況、そういう状況というのは子供医療を確保する、こういう立場に立ってできる限りの対応をしているということでございます。ご心配なくできるのではないかという状況に、金丸議員さんにお話したとおりでございます。そういう状況で保険料と資格証の発行については対応していきたいというふうに思っています。

来年度実施ができるかという、このマニフェストの問題でございます。子供医療費、これについて今お話がされましたけれども、子供医療費の、21年度までに中学生までの医療費を無料化を実施をしていきたい。これは前も言ったかもしれないし、言わなかったですかね。そういうふうにしていきたいというふうに思っています。

それで、あわせて窓口払いということはこの前お話をいたしました。それで、窓口払いをやったときにはこういう形で15%ふえるだろうというような見方があるとか、そういうような話をしましたけれども、それはそれとして、やっぱり医師会の関係があるわけです。今言った川島町に始まりますけれども、そういうような問題もありますので、それらについては医師会等々との話し合いを詰めて、できるだけそちらのほうも計画をしていることでありますので、進めていきたい。しかし、来年度はちょっと無理かなというふうに思っています。

次に、ふれあいタクシー、このふれあいタクシーにつきましては毎々話していますように、今回も選挙戦を通じまして、やっぱり高齢者の中で自分の足、足の確保、これについて本当に希望が多いわけです。それらに対してどう対応するかということなのですが、現在では社会福祉協議会等で行っている事業もあるわけですが、それらのほかに町でどういうことができるか、そしてどういう方法が嵐山町に合っているかということで、これはちょっとすぐ、このやり方がいろんなことがあるわけです。それで研究して、嵐山にこれはあってよかったなというようなものをぜひつくってほしいというふうに

思っています。これはちょっと時間をいただきたいと思っております。

それから、菅中の体育館、これも七郷の話が出るのかと思ったら飛んでしまって、菅中の話が出てきたのですが、菅中の体育館、七郷をつくってから菅中に行く予定なのですが、菅中の体育館も予定をしておる。そして、それは今おっしゃったように武道場も考えていったらいいのだろうというふうに思っておりますけれども、これも耐力度調査等もあるわけでありまして、それらを考え、また先ほど議員さんおっしゃるような経済環境になっておりますので、歳入の確保というのがどこまで進むのかというようなこともございます。そういうものを勘案をして、来年度ということにはいかないわけですが、計画年度の中で実施をしていけるように努力していきたいと思っております。

それから、防災対策ということでございまして、21年度に耐震診断の補助、これだけは入れたいと考えています。そして、これについてのリフォームについてはその後の対応を図っていきたい。それには今も言いましたように大変歳入見込みが厳しい、難しい状況に、厳しいのも厳しいですけれども、非常に難しい、読みが難しい状況がありますので、それらがどれぐらいな規模でどうなるかということもありますので、それについてはその後のほうにまたやらせていただきたいと思っております。

次の道路整備、道路整備の21年度の計画ということで、先ほども話をしましたけれども、交差点の1の15、中島屋旅館さんのところの改良工事、それから計画をして実行ということで、町道の2の21号、なごみのところの道路だそうですけれども、2の21が21年度、それからその先のところ、21のBというのが、21号の続きですけれども、それはその後、次年度から始めていく。また、中央地区、東原区の4の5号線、これは終わったのですね。それから、中央地区の菅谷の3号線、それから菅谷の東西線、中央地区の菅谷45号線、それから中央地区駅前の深嵐線、それから北部地区の広野94、295号線、北部地区、古里7号線、それから北部地区、吉田300号線、北部地区、越畑158号線、こういうようなものを21年度に計画を立て予算化をしていきたいというふうに思っております。道路についてはそんな状況でございます。

それから、雇用対策で若者の雇用対策ということで今お話がありました。大変、今聞いた数字がちょっと何の数字なのか聞き損なってしまったのですが、嵐山町の労働人口5,600、完全失業率が300人ということで、15歳から44歳の人が199人、3分の2で、男子が200人ぐらいという話でございました。いずれにしても、きのうからいろいろ議員の皆様がご質問いただいておりますが、大変厳しい状況でございます。それを町に窓口をつくってということですので、町につくって、今までないものをこのところで担当をは

つきりしてつくりなさいということですが、とる情報というのは、とってくるところというのはハローワークきりないのです、今。ですので、ハローワークをどう活用するかということだと思っております。きのうも言いましたけれども、川越市なんかでも行っているのは、川越市がどこかのところに集まって、川越が集まり、近隣の市や町が集まって、そのところにハローワークが来て、説明を受けてやると。あとは幾つか集まったところにこういうのをやりますよということを知をして、それで今言った若者対策であれば若者の人たちに、希望者が集まってもらって、そのところにハローワークが来てもらって説明をする。こういうようなところでやっているのがほとんどなのです。それで、きのう言った行田ですか、どこだか、そういうようなところというのは、これやっていると言いますけれども、そのところもやっぱりハローワークから情報をとってやるわけです。それだけ自治体のところには情報量が少ないし、もちろんそういう今までのアンテナがないわけですから、ですからそういうことでやらざるを得ないと思っておりますけれども、そういう中で今おっしゃるような今までやってないからということではなくて、できることはやらなければいけないと、きのう言ったとおりでありまして、ハローワーク等に、きのうの説明ですと2～3人町でも窓口に来ているということですので、これからどういうことが起きるかわかりませんが、商工会に聞いたら、商工会にも一人もそういう問い合わせがないということなのです。ですが、そういうものがもし来たときに、そういう人たちが来たときに、より対応がとりやすいような、そういう窓口対応ができる準備を当然しておかなければいけないというふうに思っています。

堂沼の進捗ということですが、では副町長のほうから。

○柳 勝次議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 では、堂沼の関係について私のほうからお答え申し上げます。

議員ご案内のように今一時的に泥の搬入がしております。来年度、これはまちづくり交付金事業で考えておるのですけれども、役場庁舎内のいわゆる残されている山の土砂の搬出をするというふうに考えておりまして、その泥を来年度堂沼のほうへ搬入していきたいというふうに考えております。そして、その翌年度になると思っておりますけれども、前もいろいろご意見がございましたけれども、地元の意見を聞くというふうなことでございましたので、泥を入れた後、いろいろご意見を聞きながら、22年度になるかと思っておりますけれども、どんなふうに最終的に整備をするかというものを詰めていきたいと考えています。したがって、最終的な完成は今のところ23年度を予定しているということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) それでは、順次再質問させていただきますが、まず国保の関係ですけれども、当面来年は値上げはないというお話だったかなというふうに思います。問題になるのは、歳入面でなくて歳出面になってくるのだと思うのです。そういう面では歳入の部分については前期高齢者の交付金がきちっと入ってきますから、それが国庫支出金や療養費給付金と比べると多くなって入ってくるということですから、歳入の部分については保険税が、75歳以上のお年寄りが抜けた分については相殺できるというふうに思っています。問題は、保険給付費の問題かなというふうに思うのです。その部分が今後どうなるかによって国保財政がどう変化していくかというのが一つ問われるのだらうというふうに思うのです。そこが一番これからの大きな問題になるのかなというふうに思うのです。そういう面からすると、今までインフルエンザの話出ていましたけれども、現状からするとそれほど、昨年と今年についての医療費の高騰というものはないというふうに思っています。そういう面ではそれこそインフルエンザの大発生がない限り国保財政そのものは健全に運営をされていけるのかなというふうには思っています。そういう点では、私はある面だと嵐山町の国保、保険税そのものは郡内でもかなり高いほうにいらっていますから、近い将来この国保財政そのものを見据えながら、医療費そのものを見据えながら、あるいは引き下げることでも可能ではないかなというふうに思っています。少なくとも歳入面では現状よりもというか、4月前よりも歳入面では保険税そのものは少なくなってきましたけれども、前期高齢者の交付金そのものが今多くなればなるほどそこに入ってくるお金というのは多くなりますから、歳入的には十分見込めるのではないかなと思うのです。同時に、老人医療の拠出金そのものはなくなりますけれども、歳入面での後期高齢者の支援金そのものからすると、その部分は相殺できるというふうに思っていますから、問題は給付費の推移がどれだけ抑えられるかによって、保険税そのものは引き下げることが可能ではないかなというふうに思っています。ぜひそういう部分も含めて、そういう負担をできるだけ抑えるような形に持っていければいいなというふうに思うのですが、国保会計そのものを見据えながら、そういう考え方を示していただきたいというふうに思うのですが、まずその考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、子供の保険証の関係ですけれども、きのう話があったのは、緊急的な対応として子供の保険証を発行しますということなのです。だからそういう面では、先ほども言いましたけれども、今国そのものがというか、新

聞報道ですと今自民、民主そのものは、3日に救済する方向で制度を見直していくというふうになっているのです。それを今度のこの国会の中で成立をさせていくという方向を示しているのです。同時に、なぜそういうふうになくはないかという面では、子供には保険料の滞納の責任がないということで、そういう法律を制定しようという動きに今なっているのです。だとすれば、恐らくこれ各政党がそれに同意をしていますから必ず通ると思うのです。そういう面からすればもう嵐山町そのものは、今からでも子供の保険については、緊急的対応なんていうそんな条件をつけないで、無条件でもう交付するという考え方を示しても私はいいのではないかなというふうに思うのです。全国的にもやっぱり保険証がなくて亡くなっているという人も多いわけですし、実はこういう統計があるのです。保険証のある人と、保険証のない人の受診率という統計です。保険証のある人は平均で747.7%ということですから年7回はかかっている。しかし、保険証のない人は、あるいは資格証明書の人には14.9%しかかかっていない。保険証がないために我慢をしまっているということなのです。ある民医連の調査によると31件の死亡例のうち15件が無保険、資格証明書の人が5件、短期保険証の人が7件という。やはり保険証があるか、ないかによってどれだけ医者にかかる頻度が抑えられてしまうかということです。やはりそういう状況を嵐山町はつくっては、私はいけないのではないかというふうに思います。その方が結局保険税を納められないから10割納めて医者にかからざるを得ない。病気が重くなって亡くなる人もいるだろうし、診療報酬そのものも高くなってしまいう状況になるのだと思うのです。私は、そういう面では嵐山町の中でそういう状況が生まれないためには、やはり無条件で保険証は、子供でなくても交付するというふうにしていくべきではないかなというふうに思います。

もともと健康保険そのものは国民健康保険が一番最後にできて、国民皆保険という形で言われてきました。そういう面では75歳以上の人については無条件で交付するというのが原則でした。これが法律改正によって75歳以上の人についても資格証明書を出していくという方向に移ったわけですが、それが今度は後期高齢者に移るわけですが、後期高齢者もそのまま引き続いてそういう形でやられている。私はやはり嵐山町そのものがこの国民皆保険と言われているもともとの保険を成立をしてきた、もともとのやっぱり趣旨に立ち戻って保険証を交付するというのが行政としての立場ではないかなというふうにも感じています。ぜひそういうふうにしていただけるかどうか、もう一度お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、子供医療の関係ですけれども、これどういう意味がよくわからないのですけれども、21年度までというのはどういう意味なのか。21年度

から施行するのかどうかという、その辺がちょっとよくわからなかったのですが、その点ちょっとはっきりさせていただきたいというのと、窓口払いについては既に、前回川島の話をしましたけれども、ときがわでも窓口払いがなくなっています。私はそういう面では医師会との話し合いというのは、もう既にそういう自治体ができている、この前も川島の例を出して話をしましたけれども、川島町の住民が嵐山町の医療機関でも受診ができるような、そういう方法がもう郡内の中の自治体としてあるわけです、実態として。ときがわでもそうです。ときがわでもときがわ町の住民が小川町の医療機関に実質的にかかっても大丈夫だというふうになっている。そういう面では比企医師会傘下の自治体が少なくもそういう形で、私はある面だと統一ができているというふうに思うのです。医師会との話し合いというのはそれほど難しいというふうにはどうも考えられないのです。なぜその部分がネックになるのか。ほかの自治体が行っているのが、何で嵐山町がそこがネックになってしまうのか、その部分がよくわからないのです。少なくもほかの郡内の自治体が行っている形で実施できているのであれば、嵐山町だって同じような形で私は実施できるのではないかとこのように思っています。そういう面ではいち早くやっぱり医師会との話し合いを進めながら、来年度実施に向けてしてほしいというふうに思うのですが、考え方を聞きしておきたいというふうに思います。

それから、なぜ菅中の体育館なのだというお話ですが、七郷についてはもう既に方向性が出ています。実は菅中の体育館を改修すると同時に、町長の提案ですと武道場を併設をしたいというふうに言われています。武道場そのものは先ほども言いましたけれども、方向性としては嵐山町は一たんは方向性をつけた経緯があるのです。今の現状そのものが、多分行って見ていると思うのですけれども、床も張りかえていただいた、屋根も直していただいた、今度は柱そのものも危なくなっている、そういう現状を、これから耐力度測定をして併設するということになると、多分2年か3年先になるのだと思うのです。そういう状況でいいのかということなのです。やはり順番的には七小が先なのだと思いますけれども、少なくもクラブ活動であそこは使っている施設です。そういう面からするとなぜ菅中の体育館という面からすれば、そういう意味でやっぱり菅中の体育館そのものを武道場と併設するという町長の提案ですから、ではそれがそれほど延びて、菅中の子供たちが使っている、あるいは菅谷地域の子供たちが使っている施設そのものをそれほど延ばしていいのだろうかというふうに思います。一たんは町はプレハブでつくるという方向性を出した経緯があるわけですから、それは多分前町長のときだと。少なくともそういった経過の中で、では菅中の体育

館に武道場を併設をする、それをではどれだけ早くできるかということになるのだと思うのです。そうすることによって剣道部そのものもあそこで使えるようになる、というふうになると思うのです。今剣道部そのものは多分BGのを使っているのかな。そういう点ではわざわざ併設をするという方向性を打ち出したわけですから、そういう意味で菅中の体育館をどうするのかということになるわけです。ぜひ考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、道路整備については、そういう大きい道路の問題ではありません。前々回か、その前だったか、市街化区域の中で通学路、短い道路のところでも子供の通学路として使っている道路が舗装されていない部分があるのだと。雨の日なんかには子供たちが泥だらけになってしまうと、これは何か、簡易舗装でもいいから早くやってくれないかという要望が寄せられているわけです。そのときに多分これ 10 何路線だったかな、あったと思うのです。そのときの回答については、整備計画を立てて順次整備をしていきますという答弁だったと思います。その大きい道路をどうするかということではなくて、少なくとも子供たちが通学路として使っている道路がまだ未舗装のまま残っている道路が相当あるというふうに認識をしています。その部分をどうするかということです。大きい道路をどうするかということではありません。先ほどの村田さんの話ではなくて、そういう市街化区域の中の未舗装の通学路を含めた未舗装の整備についてどうするかという、その整備計画ができていくのかどうか。できているとすればいつ実施に移せるのか、そのことをお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、雇用の問題ですけれども、私は何とかやっぱりしなければいけないのだろうなというふうに思うのです。これだけやっぱり、実は先ほどの資料については国勢調査の資料です。ぜひ見ていただきたいというふうに思います。ただちょっと古くて、実態にはそぐわないというふうに思いますが、それでもそれだけいるということなのです。多分このときの完全失業者の把握というのは、現在とはやっぱり違うとは思いますが。先ほど言ったように今度の完全失業者の実態の把握は、1週間のうち1時間でも仕事をした場合は完全失業者とはみなさないということですから、もっと完全失業者としての実態が出てきても、実態はもっと多くなるというふうに思います。1週間に1時間です。1時間働いたら完全失業者ではないというふうに見るわけですから、実態はもっともっと多くなるというふうに思っております。でも、あの平成 17 年だったと思うのですけれども、それでも嵐山町の中には 300 人、8.8%です。現実はずっといるのだろうというふうに思います。そういう人たちに何を町として手を差し伸べられるのか、やはりそのところをやっぱり考えていかなければならないと思うのです。少なくともその人たちが全員ハローワーク

に行っているわけではないし、先ほど町長はハローワークに来てもらって、これもやっぱり一つの方法なのだと思うのです。でも、それをやるにはきちっとやはり職員としての、係としての、仕事としての位置づけをきちっとやっぱりしないと、一つ一つの仕事が進まないというふうに思うのです。今はその部分が私は欠けているというふうに思うのです。少なくともきちっとした位置づけをすることによって、例えば月1回あるいは月2回、そうしたハローワークから来てもらって、就職の情報そのものを直接住民の人たちに知らせる、これも一つのやっぱり方法なのだと思うのです。それと同時に、そういう情報をもらいながら、役場の中で、行政の中で就職のあっせんができれば、私はそういう道を開いてもいいのではないかとこのように思うのです。これだけやっぱり就職難と言われている中で、では行政が何をできるかと、本当にこの状況になったというのは、私は国の責任だと思います。でもその中で行政が何をできるかというものをやはり模索していく方法はあるのではないかとこのように思います。そのためにはやっぱり係を明確に、仕事の一環としての係に明確な仕事として位置づける、そこから情報の発信というのは私はできるのだろうと思っています。考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 市街化区域の、いわゆる子供の通学路の道路等について私のほうからお答え申し上げたいと思います。

その前に、先ほどちょっと堂沼の関係で急に答えたもので、よく資料を確認せずにお答えしまして、一部訂正をちょっとさせていただきたいというふうに思います。

来年度、土の搬入については予定どおり行いたいということです。そして、翌年度に地元とよく相談をしていきたいと。盛り土した関係もございまして、22年度に地元とよく相談をして、それを受けて23年度に設計をします。したがって、最終的な工事は24年度ということで訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、市街化区域の子供の通学路については、以前に清水議員からお話を伺いまして、都市整備課のほうから私も資料をいただいております。したがって、どこの道路が現実的に通学路になっているのかということをもう一度ちょっと確認をしながら、そこを今お話のように雨が降ったときにぬかるんでいるというようなことがあれば、それはそれなりに早目に対応していかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、その点についてはもう一度ちょっと現状等を確認をしながら、実際に通学路がどこにな

っているというものを確認しながら、計画の中にできるだけ早くすべきものから今後やっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

1番の国保の関係ですけれども、値下げができないかということでございます。先ほどどうにか値上げをしないでいけるのではないかと答えたものなので、そういう状況であるということはちょっとご理解をいただきたいと思うのです。基金が4,000あって、7,000できて、1億になりますよということなのですが、医療給付事業、給付費のこれからの問題、額の問題によるのだと議員さんおっしゃいました。ちょっと20年度の数字を言わせていただきますけれども、4月が7,954万、5月が7,928万、6月が7,458万、7月が7,900万、8月が8,000万、9月が9,000万なのです。それで2カ月たってくるわけですので、まだ後がないのですが、8,000万、9,000万、それで9月が9,000万と言いましたけれども、その前年は7,800なのです。そうすると、さっき言ったようにちょっとインフルエンザではないですけれども、風邪がはやったとか、何がどうしたかというと、ほんのちょっとのことで1,000万ぐらい動いてしまうのです。それで、こういう状況ですので、どこまでどう見込めるかというのが非常に難しいのです。それで、これがなお面倒くさいものというのが、かかった後の、2カ月たたないとそれが出てこないというのがあるのです。ですから、もう済んでしまったことを後で払うわけですから、これから先のことだったらなお見込みやすいのかなと思うのですけれども、過ぎたことをやっていく、そんなこともあります。それで合計なのですけれども、17年度が8億7,700万、18年度が9億、19年度が9億9,000万、こういうふうに来ているのです。今年度がちょっとわからないですけれども、9月が7,800万で、前年が、20年度が9,000万というようなことなのですが、これでこの冬場どういうふうになるかわりませんが、今の計画どおりにいくとほぼ去年と同じぐらいの点数でいかなというふうには見ているのです。だけれども、恐ろしい数字が、今9月のを言ったのですが、19年度が7,800万、20年度が9,000万と、1,200万もぼんと上がってしまうわけです。これがだからこの冬ずっとこのところへいってしまうと、もう今これだけ残るのではないかと見られたものが残らなくなってくる。こういうような状況で大変厳しい状況でございます。そのような状況で引き下げというのはちょっと現状では考えられないことでございます。

それから、資格証でございますが、国では今そういうふうになっているのではないかとのことですので、そういうふうになれば当然のことですけれども、

決まったとおりやるわけです。そうではなくて、今こういうふうにやりなさいよというふうな法のもとで行っている。それでしかもその許容範囲ぎりぎりといえますか、目いっぱい子供医療を確保するのだということで、そういう議員さんのおっしゃるような立場に立って嵐山町としてはやらせていただいている、そういう状況でございます。ですので、無条件で全部先にやったらどうだということですが、きのうも再々申し上げておりますように、これをするのにも、くどくなりますけれども、きのうも説明しましたけれども、滞納者との接触の機会を極力確保しなさい、相談の機会の確保に努めなさい、それで弁明書の提出をというようなことでございます。これは保険料の負担、これをお互いに公平性を確保していきましょう。それで、今議員さんおっしゃいましたけれども、国民皆保険、それでお互いのことを考えながら始めたことではないかということなのですが、これを持続可能なシステムとして維持していかなければいけないわけです。それには保険料が最低限度必要な分だけは入ってこないことには持続可能なシステムにならないわけでありまして、それには負担の公平性の確保、これをしっかりとりながら子供の医療の確保、これをうたっていかなければいけない、そういうことでございますので、現状では法律のもとに従って行わせていただきたいというふうに思っています。

その次に、子供医療については21年度からということで、窓口払いは、今お話がありましたけれども、医師会との話し合いをとってからやっていきたいと。川島町についてはやっているではないかというお話ですが、前々からお話がありますように川島町の場合には本当に川越市にかかっている者が何割というか、大変多いということなのです。ですので、川島町の中でかかっていたきたいというようなこともありまして、川島町の窓口払い、中にかかった場合にはやりますよ。向こうの部分はやっていないわけでしょう。川島町の場合にやっている。こっちでかかればやってくれるという状況でやっているわけでございますので、いろいろ地域の特徴があるわけですので、嵐山町も町民の皆様のご期待に沿えるような形をできるだけとっていきたいと考えています。

それから、菅中の体育館、議員さんおっしゃるように本当に一日も早くほしいわけです。今のままでいいのかということですが、だれもいいというふうには言いづらいところなのです。あの柔道場見ると。私も時々寒げいこだとか、暑中げいこだとか、話をかけていただいて行って中にいます。冬北風吹くときには風も入ってくるような状況で、そういうのをよく知っているわけです。だけれども、そういう中でこれでいいのかと言われるとどうなのだという事なのですが、やはり努力をして、一日も早くできるような体制がとれればいい

など。そのためにマニフェストの中に書かせていただいたということですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、若者の雇用ということの話ですけれども、これも難しい問題です。おっしゃるとおりなのです。いらいらするような気持ちというのはあるのです。だれもが持っているのです、どうしたらいいのだ。だからといって町がどこまでできるのだろう、この限界を感じざるを得ないのです。だからもっとこっちよりそっちのほうが力があるだろう、だからハローワークにもっとすがりたい、情報をとりたい。それで何か言ってきたら、今までもそうですけれども、窓口対応というのは、私は、ちょっと配慮が欠けていると言われましてけれども、結構しっかりやってくれているのではないかと思うのです。何かあったらすぐ向こうに問い合わせをしたり、あるいはこういうのがいいですよということで親切にやってくれているのではないかと思うのですが、もしそれが足りないということであれば、もう一度職員のほうにもお話をして、町民の皆様の立場に立った職員になれるように一層の努力を図っていきたいというふうに思っています。

最後の問題はそういうところでお許しをいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 資格証の発行ですけれども、これは先ほど町長言われたように法律がそうなっているというではないのです。これ多分10月の30日付で厚生労働省から子供の資格証の問題に対して、緊急的な対応として短期保険証の発行、世帯主が市町村の窓口において子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時支払いが困難である旨の申し出を行った場合には、緊急的な対応として速やかな短期証の発行に努めるという、こうした内容の通知が来ているのです。それに基づいてきのうの答弁になったのだと思います。だから、そういう面では今国そのものが、先ほど言ったような形で動いているわけですから、これも結局法律改正をやってそうなったということではないのです。あくまでも厚生労働省からの通達によって市町村がそういう対応を全国的にし始めたということなのです。この問題、国会でも取り上げられて大きな問題になったという中から厚生労働省が、そういうふうにせざるを得なかったということから、各市町村に県を通じてそういう通知を出したということなのです。だからやはり情報の先取りではないですけれども、今国そのものがそういうふうに動いているわけですから、まして先ほど言いましたように埼玉県内の状況からすれば、要するにそういう状況であっても子供の保険証だけではなくて、住民の保険証についても発行しないのだという自治体が埼玉県の中でも11市町村あるし、実際に運用として発行しないと、発行しなかったという自治体が19市町村

あるわけです。郡内にもあるわけです。これはもう子供の保険証云々以前の問題として、そういう自治体そのものが既に合わせて30市町村あるわけですから、嵐山町でも町長の決断によってそれはできるものなのです。町の決定としてそういう方向性がとられるというふうに思います。子供の保険証についてはそういう通達に基づいてやると。一般的な保険証については、少なくとも県内の30市町村が首長の判断でそういう対応をしているというふうになっているわけですから、ぜひ嵐山町でもそういう対応をしてほしいというふうに思っています。もう一度お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、ぜひマニフェストについては、これきのうの話でもありましたように新年度予算まで14億歳入不足が生じているということですから、そういう面では住民要望が多岐にわたっていると思いますし、それにどうこたえていくかというものもあるのだと思いますが、ぜひ早いうちにやっぱり年次計画を示してほしいというふうに思います。

それから、雇用対策ですけれども、私は配慮が欠けているというふうには思いません。それは誤解をしないでほしいというふうに思うのですが、ただ位置づけをされて仕事をするのと、位置づけがあいまいの中で仕事をするのでは職員の意識がやっぱり変わってくるのだと思うのです。今この不況の中でやっぱり嵐山町にどういうふうに行政として就職をあっせんをしていくかというその意識を、そういう仕事の位置づけをすることによって仕事が一步進むのだと思うのです。そういう面ではぜひこれは町長が言われたことですから、少なくとも嵐山町だけでもハローワークの人、月に1回、2回来ていただいて、そういう場を早いうちに設けて、その経験をこれからの仕事に生かしてほしいというふうに思うのですけれども、それにはやはりそういう位置づけを、課の、係の中に位置づけるということがやっぱり大切なのだと思います。今の不況の中でどれだけやっぱり住民に対して仕事をあっせんできるかどうか。その方法として町長が言われるようにハローワークに来ていただいて、郡内や近隣の、埼玉県内の情報を住民に知らせていくという方法を検討していただきたいと思います。

これはそうすることによって正職員がどれだけふえるかどうか。日本は今若い人たちは永久的にという考え方が薄れてきているというふうな、私も思いますけれども、正職員になるということはやはり嵐山町に永住する部分があるでしょうし、嵐山町に税金を落としていくという、恒久的に落としていくという条件にもなるだろうし、どれだけやっぱり嵐山町の人たちが正職員として働いていけるかというのは、これからの嵐山町の試金石になるのではないかなというふうに思います。

3回目ですから最後にお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 私のほうからは、今議員さんの中で10月の30日付でございました通知、この内容についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この通知につきましては、私どもも今子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に關しての留意点ということでお話をさせていただきましたが、正式の通知名は被保険者資格証明書の交付に際しての留意点についてというのが通知でございます。そして、この構成でございますが、私どもも特に子供の点につきまして3点、3項目ということですとご説明をさせていただきましたが、まず前提といたしまして、1番としまして、資格証明書の交付にかかわる一般事項というのが1項目でございます。ここには、もう議員さんもお存じのとおりでございますが、資格証明書の交付の意義、これがうたわれておりまして、資格証明書については事業の休廃止や病気など保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず長期にわたり保険料を滞納している方について納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと、一方国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については従前どおり滞納処分を含めた収納対策の厳正な実施に努めること、これが前段でございまして、その後子供がいる滞納世帯についてはということで、昨日まで申し上げていましたとおり特にこの機会、対応する機会を設けて対策を講じるようにというような内容で3項目がうたわれているというものでございます。

そしてもう一つの、今議員さんのほうから国においてはそういったことの世帯については一律交付をしないというふうな動きになっている中で、このような留意点が出されたというお話もございました。確かにそういった点もあるのかなと思うのですが、一方私どもの中でございまして、いわゆる子供のいる世帯に対する一律給付ということに関する厚生労働省法の一つの見解がございまして、確かにこの留意点については十分対応すべきだというふうに考えておりますが、一方今申し上げましたような資格証明書の交付の意義からこのような目的にかんがみると、世帯に子供がいることをもって一律に被保険者資格証明書の交付対象外とすることは適当でなく、また現行の取り扱いが児童福祉法にも違反するものではないと考えるというような考え方も出ていらっしゃるところでございます。こういったこともございまして、昨日までお答えをさせていただいたとおり特に子供が、議員さんおっしゃるとおり医療を受けられないと、これは子供のせいではないという視点に立って対応を

図りたいということで考えているところでございます。また、一律の廃止ということについては、町長のほうからご答弁させていただいたとおり法的には今そのような動きはあるのかもしれませんが、そういった制度にはなっていないというのが現実でございます。また、それ以前のということについては町長のほうからお答えをお願いできればというふうに考えております。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 その資格証については、今のような前段でございます。それと、今申しましたけれども、議員さんおっしゃるように国民皆保険の原理、原則を維持をするための持続可能な体制にいくためには、何としても保険料、原資を確保しなくてはということが大前提でございます。それには今言ったようなことを踏まえながら、課長言ったような子供の医療を確保することを踏まえながら収納率の向上を図っていくのだと、ここのところはやっていくのだということでございますので、嵐山町の場合には子供の医療の確保ということはとれているというふうに思いますので、そういう状況を今とりながら議員さんおっしゃるようなことでなくて、全部に無条件でということじゃなくて、現状でご理解していただければというふうに思っております。

それから、雇用の面でございますけれども、職員にしっかりした位置づけをということですが、職員のほうでも雇用関係の話が来たときに、どこがやるのだろうかというのがわからない状況ではないと思うのです、今お話をしてくれているように。ですので、そういうようなことが内部ではしっかりわかっているけれども、外から見ている町民の皆様がどこがそういうことをやってんだんべえというような感じがとられないように、係としてはしっかりそういうことをとらえて、私のところがその係なのですよということをしっかり発信できるような、そしてそういうものにしっかり取り組んでいけるような、それと情報がしっかりやりとりできるような、そういう情報をしっかりとりながら町民の期待にこたえられるような窓口業務ができるようにこれからも励んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 どうもご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 4時16分

再 開 午後 4時29分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第2、請願第4号 嵐山町の子どもたちが安心・安全な学校生活がおくれるように願う請願書についての件を議題といたします。

本件につきましては文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長 議長より指名を受けましたので、文教厚生常任委員会より請願の審査経過並びに結果をご報告させていただきます。

第3回定例会の初日に当委員会に付託されました請願第4号 嵐山町の子どもたちが安心・安全な学校生活がおくれるように願う請願書であります。

請願の審査のため10月24日、11月10日に委員会を開会いたしました。10月24日は説明員といたしまして川口浩史請願紹介議員に出席を求め、初めに川口浩史請願紹介議員から提出の説明をいただき、その後協議会を開き、請願者からも説明をいただき、質疑を行いました。11月10日は説明員として加藤教育長さん、小林学務課長さん、大木学校教育担当副課長に出席を求め、説明をいただき、質疑を行いました。

その結果、採択すべき立場の委員さんからは、何点かございますので、報告させていただきます。

死亡された先生の請願の関係は趣旨ではなく、教育行政を今後どのように進めていったらいいのかを審議すべきではないかということが1点です。

2点目が、説明の中で、町で現在起きている状況は、いつ、どこでも起こり得ることがあるので、そういった現状であるということでした。

もう一点は、この請願をきっちりと認識を持ち、行政と一緒に解決していくことが現時点で求められているのではないのでしょうかということが主なものでございます。

また、不採択の立場の委員からは、根拠が見えず、憶測の判断であり、認識が違っているということが1点。

具体的でなく、町の現状を踏まえていないというものであります。死亡された先生の尊厳を踏みにじるおそれがあるので難しい。また、教育委員会としてもご遺族、ご家族からも死亡されました原因の話は聞いていないというような説明も受けております。

こういったご意見等がありまして、質疑を終結いたしました後に、討論はありませんでした。

採決をいたしましたところ、賛成少数により不採択すべきものと決定をい

たしました。

以上で本委員会の請願の審査報告とさせていただきます。

○柳 勝次議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) ただいまの委員長報告が不採択ということでありましたので、反対討論を行います。

現在の日本では子供を取り巻く事件が後を絶ちません。時には社会を震撼させる重大事件もあり、本年も女子中学生が父親を殺害するという事件が発生しました。また、悲惨な事件に巻き込まれることも多数あり、一番信頼できる親から殺害されるという事件が、これも本年発生をいたしました。また、幼い女児が殺されるという事件も発生しました。この事件につきましてはまだ解決に至っていないようであります。いずれにせよ子供を取り巻く環境は決してよいものではありません。特にこの中で子供が起こす事件というもの私たちは直視する必要があると考えます。それぞれには個々の問題があるとはいえ、一つ一つを対処療法ではもはや解決が不可能であるということが言えると思います。今の社会が持つゆがみを正していかないと真の解決にはならないと思うからです。そのゆがみは教育現場も決して例外ではありません。極度に競争的な教育制度によるストレス、余暇、身体的活動、休息の欠如のため子供が発達上のゆがみにさらされている。これは国連子どもの権利条約に関する関係者がまとめた日本における状況です。加えて学校の先生も仕事量は多く、その上管理対象となり、ストレスも過度に高まっているという状況です。

本請願はこうしたゆがみを持つ教育現場を多少なりとも改善するために6項目にわたり提起した内容であります。この点、今の嵐山町が抱えている問題の改善になるものと私は確信をいたします。

議員各位におかれましてはぜひともご理解をいただき、採択をお願いして反対討論を終わります。

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔「議長」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 金丸議員。

○3番(金丸友章議員) 私は、この採決について棄権をしたいと思いますので、退席させていただきます。

[3番 金丸友章議員退席]

○柳 勝次議長 再度確認をいたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本件は不採択とすることに決しました。

[3番 金丸友章議員復席]

◎議員派遣の件

○柳 勝次議長 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 異議なしと認め、よって議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎日程の追加

○柳 勝次議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議員提出議案第15号 町長の専決処分事項の指定廃止についての提出についての件、議員提出議案第16号 町長の専決処分事項の指定についての提出についての件、議員提出議案第17号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)の提出についての件及び議員提出議案第18号 「仕事と生活の調和」が実現した社会の構築に関する決議(案)の提出についての件、以上4件を日程に追加し、順次議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、本4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議員提出議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、議員提出議案第15号 町長の専決処分事項

の指定廃止についての提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11 番 安藤欣男議員登壇〕

○11 番(安藤欣男議員) 議長の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております議員提出議案第 15 号 町長の専決処分事項の指定廃止につきまして提案の理由を説明申し上げます。

地方分権の時代にあつて、地方公共団体の自己決定権や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなっております。このような議会を取り巻く町政の変化に対応し、町民から信頼され、より身近な議会を目指す一環として、町長の専決処分事項の指定につき抜本的な見直しを図るため廃止するものであります。

それでは、議案書をごらんいただきたいと思いますが、町長の専決処分事項の指定廃止についての提出でございます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

裏面をごらんいただきたいと思います。

町長の専決処分事項の指定廃止について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定による町長の専決処分事項の指定について(昭和 47 年 12 月 16 日及び昭和 48 年 3 月 13 日)これは嵐山町で指定をしたわけでございますが、これを廃止するというものでございます。

以上をもちまして議員提出議案第 15 号の提案説明とさせていただきます。

議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。以上です。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 15 号 町長の専決処分事項の指定廃止についての提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第5、議員提出議案第16号 町長の専決処分事項の指定についての提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11番 安藤欣男議員登壇〕

○11番(安藤欣男議員) 議長の許可をいただきましたので、議員提出議案第16号 町長の専決処分事項の指定につきまして提案の理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条の議決事件の中で第1項第13号のうち輕易と認められ、しかも緊急を要するものに限らして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定するものでございます。指定する事項でございますが、法令により町の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が50万円以下の金額を定めること、並びにその損害賠償の額の決定に伴い予算を定めること、以上の2事項を指定するものでございます。

なお、指定した事項につき専決処分した場合は、町長はこれを議会に報告しなければならないと規定されております。

また、この専決処分事項の指定に当たりまして、現下の地方議会のあり方を踏まえ、県内の市町村の指定状況なども十分に勘案したところでございます。

それでは、議案書をごらんいただきたいと思いますが、議員提出議案第16号 町長の専決処分事項の指定についての提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、朗読をさせていただきますが、町長の専決処分事項の指定について

平成20年12月

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項として、次のとおり指定する。

1 法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が50万円以下の額を定めること。ただし、自動車損害賠償補償法(昭和30年法律第97号)に規定する保険金又は他の損害賠償保険金等(以下「保険金等」という。)によりその損害賠償の額が補填されるものにあつては、その保険金額の額に50万円以下の額を加えた額とするというものでございます。

2 前項の損害賠償の額の決定に伴い、予算を定めることでございます。

以上をもちまして議員提出議案第16号の提案説明とさせていただきます

す。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第16号 町長の専決処分事項の指定についての提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、議員提出議案第17号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 本意見書は、定例会初日に本委員会に付託のありました「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書提出に関する請願書の審査の結果、提出に至った次第であります。そのため請願の審査経過からご報告をいたします。

定例会2日目の12月3日午後1時半から全委員出席のもと開会いたしました。初めに、紹介議員であります金丸友章議員より次のような説明がありました。大量の首切りが実施されている現在、新たな仕事先確保として協同組合方式は一つの方法であると考えます。具体的には事業に賛同する方が出資をし、経営もし、労働もするというものです。協同組合は働く人同士の協同の輪で、消費者や利用者と地域との間で結びつきをつけながら事業をするというものです。ところが、協同組合には法的根拠がないため法人格がとれないので、社会的認知も薄く、法人としての入札や契約もできず、また社会保障の負担が働く個人にかかってしまうなど事業体として運営していく上で不十分な面があります。そのため協同労働の協同組合の法制度を求

める意見書を国に上げていきたいという説明でありました。

審査の結果であります、全員一致で賛成となり、採択となりました。そのため本意見書の提出に至った次第であります。

それでは、意見書の朗読を行います。裏面を開いていただきたいと思えます。直接意見内容から朗読いたします。

NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。そのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、大変注目を集めております。しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない。社会保障負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合(ワーカーズコープ)についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人と人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関心を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定をするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 柳 勝次

送り先は、衆参議長と内閣総理大臣と関係各大臣であります。

以上であります。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第7番、河井勝久議員。

賛成討論、反対討論、どっち。

○7番(河井勝久議員) 賛成です。

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時53分

再 開 午後 4時53分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○柳 勝次議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時53分

再 開 午後 5時18分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○柳 勝次議長 先ほどの河井議員の賛成討論の発言について議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果の報告を求めます。

安藤欣男議運委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 それでは、貴重な時間を経過しておりますが、報告を申し上げます。

賛成討論をしたいということだったわけですが、全員が賛成の報告だったという中で、今までなかったものですから、ちょっとということで議会運営委員会開かせていただきましたが、調べた結果、特にそのことを縛る条項はありませんし、反対討論ということももちろん裏にはあるわけですから、それを縛るということもできませんから、発言はやむを得ないだろうということに決しました。

以上です。

○柳 勝次議長 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○柳 勝次議長 それでは、議員提出議案第17号の討論について会議を続行いたします。

討論を行います。

第7番、河井勝久議員。

〔7番 河井勝久議員登壇〕

○7番(河井勝久議員) ただいまは私のために議事をおくらせましたことを、大変申しわけありません。

議長の許可を得ましたので、意見書の提出に賛同し、討論をいたします。7番議員、河井勝久です。

働く者が社会や地域で必要で有用な仕事を起こし、みずからも経営や運営に参加しながら協同で労働する新しい形の協同組合であるワーカーズコープは、失業と地域崩壊に悩むヨーロッパにおいて確立され、地域の最も有望な担い手として熱い注目を浴びております。働く人々、市民がみんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合って、人と地域に役立つ仕事を起こす、協同組合として農協や生協などと同じような協同組合ですが、法人格を付与する法律が整備されておられません。協同労働の協同組合法の制定を働きかけるためのものであります。地域の活動のコミュニティーの場で市民的活動が広がっております。全国にさまざまな事業が既に展開されております。たくさんの就労の場を市民、働く者自身の手でつくり出す協同労働の協同組合の法制化を求める意見書を提出することを賛同し、賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第17号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第7、議員提出議案第18号「仕事と生活の調和」が実現した社会の構築に関する決議(案)の件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔7番 河井勝久議員登壇〕

○7番(河井勝久議員) 7番議員、河井勝久です。議長の許可をいただきましたので、議員提出議案第18号「仕事と生活の調和」が実現した社会の構築に関する決議の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定によって提出するものであります。

それでは、提案説明をさせていただきます。

平成19年12月に仕事と生活の調和憲章と仕事と生活の調和推進のための行動指針が策定され、目指すべき社会の姿や企業、働き方、国、地方公共団体が果たす役割などが具体的に示されました。ワーク・ライフ・バランスの実現は、働き方の見直しなどにより多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人一人が意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることでもあります。憲章や行動指針は国民的な取り組みの大きな方向性を示すものであり、調和のとれた社会の姿、果たすべき役割、企業や働く者の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を示し、社会全体の数値目標を設定しているものであります。今までは仕事と生活が両立できない状況があり、福祉は福祉、労働は労働者という形での概念でありましたけれども、労働者もこれまでとは違い地域の中に入ってさまざまな問題にかかわっていくワーク・ライフ・バランスは、それすら地域とのかかわりがなければできない状況が現実であります。社会環境や生活の変化による共働き世帯の増加など、仕事と生活の間での問題、役割分担、対策や労働力の確保等社会全体の問題となっております。企業も、国も、自治体もさまざまな支援をしながら調和のとれた社会をつくることが今求められています。

嵐山町もこれまで次世代育成支援行動計画の策定、男女協働参画の推進、小中学生の就業体験学習、シルバー人材センターの育成と高齢者の就業確保、遊休農地の活用や市民農園の推進などの取り組み、それから地域コミュニティ事業の推進などを進めてきております。町職員に対しては育児休暇、介護休暇の充実、勤務形態の変更、次世代育成支援などの取り組みをしてきているところであります。

今仕事と生活が両立しにくい現実の社会の中で、経済的不況や所得水準の低下、労働環境の変化の中で安定した仕事につけず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育て、身内の介護との両立の悩みなどの問題を抱えている人が多くなっております。これらがその背景に国内外の企業間競争の激化や産業構造の変化等に伴う非正規雇用労働者の増加と、正規雇用者に見られる長時間労働の高どまりという働き方の二極化の進行をしている現状であります。

また、人々の生き方も変化している中で、仕事と生活の調和された社会を構築することが求められております。企業も、労働者も、国も、地方自治体も憲章や行動指針を踏まえ取り組みを推進すること。提案している決議は10月10日に埼玉県議会でも全会一致で決議されました。嵐山町もこの仕事と生活の調和が実現するため一層の努力を求めるところであります。

提案の決議の内容を理解していただくことを求め、各議員のご賛同をお願い申し上げます。

それでは、案分を提案いたします。

「仕事と社会の調和」が実現した社会の構築に関する決議(案)

近年、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、働き方や子育て支援など社会的基盤は、必ずしもその変化に十分に対応できるものとはなっていない。

政府と労使間の合意の下、昨年12月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、「仕事と生活の調和」は重要な課題となっている。

嵐山町では「仕事と生活の調和」を推進するため、嵐山町民や企業などに対し、これまで様々な取組や支援を行ってきた。しかしながら、国内外の企業間競争の激化や産業構造の変化等に伴う非正規雇用者の増加と、正規雇用者に見られる長時間労働の高止まりといった働き方の二極化は、一層進行している現状にある。

よって、嵐山町は「仕事と生活の調和」が実現した社会を構築するため、憲章及び行動指針を踏まえ、更なる取組を推進することを決議する。

平成20年12月

埼玉県比企郡嵐山町議会

以上です。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) まず、憲章と行動指針についてお聞きしたいというふうに思うのですが、この憲章の中には企業で働く者は協調して生産性の向上に努め、云々、かんぬんとあるのですが、先ほど趣旨説明の中でも言われましたけれども、企業と労働者が協調してという話がありました。現状を見ているととてもそうには思えないのです。それこそ就職の内定取り消し、あるいは今起きている労働者に対するリストラ、そういったものから考えれば、企業と労働者が協調するということのベースそのものが崩れているというふうに思うのですが、そういう面ではなぜこの指針が制定されているにもかかわらず、そうした現状が起きてくるのか。また、この行動指針の中には数値目標が掲げられていますけれども、特に就労の問題について言えば、とてもこんな数字が現状から達成できるとは思えないのですが、それには何が不足しているのか、またどういう状況がそろえばこの憲章や行動指針が可能になると考えているのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、この決議そのものは嵐山町に限ってということになるのかなというふうに考えるのですけれども、先ほどお話があったように嵐山町でつくっているのは庁舎内の取り組み、それから町全体としては次世代育成と男女協働参画という部分だけですよね。それと連合埼玉に関する回答というこの3つの柱で町内と町、それから3つの柱でなっていると思うのです。決議の内容としてはさらなる取り組みを推進するというふうにならなっているのですけれども、何をどう推進を、この決議によって広げていこうとしているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 先ほどの質問の中で、例えば労使協調みたいな形になっているではないかというお話でありますけれども、企業間の中にあっては、それは企業が進めるべきこと、あるいは労働者が進めるべきこと、それらに対して現実には一体となつてやるべきことはあるだろうと思います。ただ、賃金や労働条件の問題等々は、それは労使間では相対立している部分がうんとあるわけにありますから、それはその中で働く労働者と企業との関係の問題だろうと思います。そういうことでは、それは労働組合的立場でいけば不満はうんとあるだろうし、そういう面では、今後そういうことについては労使間で解決していくということも大事なのだろうというふうに思っています。ただ、一般社会の中にやっぱり企業も、そこで働く人たちもさまざまな形でやっぱり対応していくということが、このワーク・ライフ・バランスをつくっていく重要な問題と。今までは何となく労働者というのは地域に出ていくということがおっくうというのか、一定の会社に働き、一定の中で、家に帰ってきてそれぞれいろいろなことをやってこなかった、地域とのつながりはなかなかなかったわけにありますけれども、これからは子育てだとか、あるいは時間短縮をめぐる、その労働者が地域の中でコミュニティー活動に参加していくとか、さまざまな方法によって運動が展開できると、活動が展開できると。そういうことをやっていくと。お互いに今できているわけにありますから、例えば企業に働く労働者が何かあったら、例えば大きな災害なんかあったときにはそこに派遣されるとか、そういう問題についても、賃金を保障しながらやっていくという条件は、さまざまな形でこれから展開しなければならないだろうというふうにしていくところがあります。

それから、数値目標の問題でありますけれども、これについては数値目標でありますから、そこに達し得るのかどうかという問題でありますけれども、これは今後さまざまな形で、行動指針の中で活動を展開していくということが大事なのだろうと思いますし、その水準に近づけていくということも大事

なのだろうと思いますし、それをやっぱり推進するためのお互いの理解というのが十分重要的ことなのだろうというふうに思っているところであります。

それから、嵐山町に限ってやっている部分というのは幾つもないではないかというお話でありますけれども、既にそれらをさらに具体化して町としてはいろんなことをやっている。とりわけこれからやっていかなければならない大きな問題としては、先ほど清水さん質問の中にも出てきたような問題で、若者や母子家庭の経済的自立が困難な者への就労支援、それから失業者対策、若者の経済的自立の支援、パート労働者のための正規労働者へのための活動、それから地方公共団体等による育児や介護の社会的基盤整備、それから仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価すると、また中小企業や経営者等にそのための支援、それらを実現していくということでもあります。

確かに現在は非正規労働者と正規労働者の賃金や労働時間、あるいは福利厚生には大きな差があるわけでありまして。こういう問題についても格差を縮めるためのやっぱり努力というのは、企業だけではなくて、自治体あるいは国もそこにさまざまな形で働きかけていくということが重要なのだろうと思うところであります。そういうことを展開していくためのワーク・ライフ・バランスの推進のための条件づくり、それらを自治体が展開していただきたいということの一つのものを決議していただくことによって、その自治体はそれに責任を持っていろんなことが展開できるだろうというふうに考えているところであります。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私は、今の状況が起こっている、いわゆる働く貧困層という話ができているわけです。それはここにもワーキングプアの問題だとか、先ほど言いましたけれども、サービス残業という言葉だとか、そういう面では現時点で、いわゆる期間社員そのものが解雇になったために裁判まで起こっているという状況からすれば、決して労使が対等で進めていける状況にはほど遠いです。だから、そういう面からすれば、私は労働法制の問題が規制緩和になった、それが一番大きく影響していると思うのです。その規制緩和によって、今働く、いわゆる働いている人たちが、雇用の問題も含めて今の現状が出てきている。まずはやっぱり私はその規制緩和が起こった時点、その前に戻すべきだというふうに思うのです。そういう面からすれば、その部分が全く欠落しているというふうに思うのです。だって、フリーターそのものも、就業率そのものも、努力していくという数値目標だというふうに言っていますけれども、この07年の数値目標よりもはるかに悪くなっています。スタート時点よりも悪くなっている状況の中でどう努力していくかといえ

ば、私は規制緩和の法制定が行われたそれ以前に戻すということだと思います。そういう面では法整備そのものがおこなわれている。条件整備そのものが今無法状態になっているということです。その整備そのものなくしてこの達成目標というのは私はできないというふうに思います。そういう面では、私は国が示した目標以前にやるべき問題があるというふうに思います。

同時に、これは嵐山町の決議ですから、嵐山町が企業に要請するものというのは、次世代育成に対して企業が一般事業主の行動計画をつくってくださいよという周知をするだけなのです。だから現状としてはできているかどうかはわからない。どういう内容かも把握ができない。そういうのが今の現状だというふうに思います。そういう現状の中でさらに取り組みをというふうに言っているわけですから、議会が決議をした場合に、どこをどういうふうに嵐山町の取り組みとして進めていくように考えているのかというものを示していただきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

河井勝久議員。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 静かにしてください。

○7番(河井勝久議員) いろいろと、漏れたらごめんなさい、もう一度お願いしたいと思います。

規制緩和、今の労働者の置かれている条件、状況あるいは国民の置かれている状況、それがこういう経済不況の中になってきた原因の一つに規制緩和の問題があると。それも確かに一番の原因になっているのかもしれませんが。例えば個人企業だとかなんとかは、規制緩和されたことによってその競争力から落ちてくると、あるいはとりわけタクシー業界なんかのお話をしますと、いろんな、1台か2台でも、そういう形では参入してやっていると、確かに厳しい状況が生まれてきているとか、いろんなそういうものもあります。貧困層の拡大というのは、そういう面では大変な問題になっているということは確かでありまして、それではでは就業できない、あるいは困っている人たちをどういうふうにしていくのかというのは、これはやっぱり自治体の役目の一つでありまして、今の経済状況をよくしていくという形での政治的な役目もあるのだろうというふうに思っているところであります。私は、法整備というのは、それは急ぐ必要があるだろうと思いますし、そのためにも労働組合は労働組合として、いわゆる47都道府県の労働局長や何かのものも交渉をしながら、あるいは労働組合と企業との話し合いを進めると。そういう中で一つ一ついろんな責任を持った活動を展開していくということが今求められているわけでありまして、そのためにもいろんな労働者的な役割、ある

いは市民的な役割、それらが地域的にどう活動できるか、あるいはどう活動しなければならぬのか、コミュニティーの場でいろいろと展開していく、今までのいわゆる労働者といわゆる一般市民との離れている、あるいは乖離しているというのですか、そういう中ではなかなか労働者が市民運動の中に入ってきた。それをつなげる役目を労働者も担うのだよと、社会の一員として担うのだよということを進めるということになってくれたわけでありまして、嵐山町がどういうことをしていくのかというのは、行動指針や何かをこれからさらにいろんな形で展開していただくと、そのための要望も含めての決議になるわけでありますから、その辺は十分ご理解していただきたいというふうに思っているところであります。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

質問者も答弁者も簡潔に、質問を要領よくまとめていただきたいと思えます。お願いします。

○10番(清水正之議員) 今くしくも嵐山町がそれを目指していくのだということでご理解いただきたいというふうに言いました。そういう面では行動指針、数値目標そのものを、やはり嵐山町の中に当てはめてどう具体化していくかということが必要なのだというふうに思うのです。実は嵐山町がつくっている部分については、その部分が非常に欠落をしています。そういう点ではこの嵐山町の中の企業そのものの取り組みについては、次世代育成に限ってだけしかつくっていないのです。その部分しか企業については提起がされていないのです。この意義や、憲章や、行動指針そのものはもっと違う意味で、この数値目標を達成するため、今やっぱり求められているのは、1番、2番、そのものが一番やっぱり求められているのではないかなというふうに思うのです。そういう面からすれば、この決議を上げることによって、議会がそういうところまで踏み込んで、それこそさらなる取り組みになっていくようなものにしていかなければいけないのではないかなというふうに私は思います。そういう面からすると、国は国でやっぱり今やらなくてはならないのは、きちっとした条件整備が整っていない。それはこれから法整備そのものも通常国会の中で論議がされると思います。特に非正規雇用の問題についての問題というのはこれから論議をされる部分が出てくるし、改善される部分もあろうと思います。そういう部分も含めて、この出されているさらなる取り組みという部分がどういう部分を指しているのか、最後ですからお聞きをしておきたいと思えます。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) おくれているものの見直し、とりわけ嵐山町が次世

代育成の支援行動計画だけではなかったということでもありますけれども、私はそれだけではなくて、今まで男女協働参画の問題、あるいは嵐山町の中で働く職員なんかの労働時間の問題、あるいは各種休業規則の問題、あるいは地域でのさまざまなコミュニティー活動の展開、それらはすべていろいろな形でやってきているだろうというふうに思っているのです。それはまだまだ不十分な点というのほうとあります。それはこれから私たちも町にそういうものを求めていく、あるいはいろんな提言をしていく、そういうことも重要な一つの活動になっていくのかというふうに思っているのです。やっぱりこれの検証なり、それから行動指針というのはこれからの問題になっていくのだろうと思います。そういう面では働く者がそのための地域的ないろんな活動に展開できる、それを保障する企業のちゃんと、あるいは町であったら町の職員もいろんな形でそういう活動に保障できる、あるいは活動に参加を保障する、そういうことを今後強めていかなければならないのだろうというふうに思っているのです。ですから、そのことを嵐山町に求める。既にもう県会ではこの問題については、さまざまな議論はあったとしても全会派の中でできた。ただ、私も連合の中からこの問題について嵐山町も決議してくれないかという要請を受けました。私もその中にいろんな問題聞きました。連合とすれば、労働組合的立場に立てば、相当この文書の中についても不満もあるのだけれども、しかしそれを推進するためにはやむを得ないと。それを各自治体も十分把握しながら、これからの活動を展開するためのぜひ要請をお願いしていきたいということでもありますので、そういうことで今後我々も町に提言をし、町もそういうために働く場を確保していく、あるいはいろんな支援をしていく、そのことを求めたいというふうに思っています。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第 13 番、渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) 13 番議員、渋谷登美子。「仕事と生活の調和」が実現した社会の構築に関する決議に賛成いたします。

今回の 12 月定例議会におきましては、このワーク・ライフ・バランス憲章に沿った一般質問が 8 人ありました。1 つはまず金丸議員の国保の資格証明の発行、長島議員の失業者への対応、川口議員の金融不安による非正規雇用への対応と失業者への経済的対応、青柳議員の不況対策への実施、畠山委員の妊産婦健診の 14 回の無料化の実施、吉場委員の高齢者福祉

の在宅サービスについて、そして私の非正規雇用の問題、そして清水議員の若者の雇用対策というふうに11人中8人が嵐山町町政に対して、このワーク・ライフ・バランスについての質疑をし、これの取り組みを前進させるように働きかけています。嵐山町議会いろいろな問題があります。長時間労働では、日本では60時間以上の労働時間というのは、ILOの中では韓国が一番多いのですけれども、その次です。日本が長時間労働の2番目です。そして、休日の取得数なのでも、これは日本がワースト1位です。その次に、アメリカが続きます。貧困率の一番高いのはアメリカですけれども、今貧困率が2番目なのは日本という状況になっています。それはなぜかという、やはりアメリカの市場経済、グローバル経済にのっかっていった今の労働行政があると考えます。その労働行政をどのような形で、少しでも人が幸福な形になっていくように進めていくかというのが、いろいろ問題があるワーク・ライフ・バランスの取り組みについての考え方です。私はこれを進めていかざるを得ないだろうというふうに今現在考え、そして嵐山町の議員の皆さんは、このワーク・ライフ・バランスを進めるためにも一生懸命嵐山町の皆さんの、住民の方たちが生活と仕事を調和のとれたものにするために皆さんが一般質問をして働きかけて、いろいろ嵐山町の取り組みを変えていく。そういったことを決議する。

それに決議することにぜひ皆さん賛成していただいて、活発なこれからも嵐山町議員の議会活動を続けていただきたいと思います。

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第18号「仕事と生活の調和」が実現した社会の構築に関する決議(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○柳 勝次議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎日程の追加

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本案を認定に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○柳 勝次議長 日程第 10、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長あいさつ

○柳 勝次議長 これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 20 年第 4 回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、12 月 2 日に開会をされまして本日まで 4 日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成 20 年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案をすべて原案のとおり可決、ご決定を賜りました。また、副町長、監査委員会委員の選任につきましてもご同意を賜り、深く感謝申し上げる次第であります。まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じまして提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

さて、現在嵐山町では人身交通事故が多発をしており、特に死傷者にあっては県内ワースト 1 位という極めて憂慮すべき状況となっております。そこで安全安心なまちづくりを目指す嵐山町といたしましては、12 月 8 日から 1 月 16 日までの 40 日間、議会をはじめ小川警察署、交通安全協会など多くの関係機関、団体の皆様にご協力をいただきまして、年末年始交通事故防止緊急対策を実施することといたしました。この緊急対策の実施により交通事故が撲滅できるよう議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。

平成 20 年も間もなく終わろうとしております。議員各位にはご健勝にて越年をされまして、新しい年におかれましても引き続きご活躍なされますよう心からご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のごあいさつと

させていただきます。

大変ありがとうございました。(拍手)

◎議長あいさつ

○柳 勝次議長 次に、本職よりあいさつを申し上げます。

平成20年第4回定例会も本日をもって閉会となりますが、12月2日からきょうまでの4日間にわたり議員皆様には極めて真剣に、そして活発な審議を尽くすとともに、議事進行には多大なご協力をいただき、ここに第4回定例会が無事閉会できますことまことにありがとうございました。

また、町長初め執行機関の皆様には審議の間常に誠意を持って審議にご協力いただき、そのご労苦に対しましても深く敬意を表するものであります。

提出された議案は、人事、条例、補正予算で合計12件でありましたが、すべて原案どおり可決されました。また、議員提出議案は4件提出され、うち3件が可決されております。一般質問には11名の議員が登壇され、当面する町の諸問題の質問に対し活発なる議論が展開されました。執行の皆様には、その中での提言や要望、意見については特に考慮を払われ、今後の行政運営に十分反映されますよう強く要望するものであります。

さて、今回の一般質問には多くの議員の方たちがこの世界的不況を心配し、町の対応策について質問されていました。この厳しい状況はまだ当分続くと予測されるわけですが、来るべき新しい年に向かって執行部側、議会も町発展のために何をなすべきかを常に念頭に置き、町民の負託にこたえていく必要があろうかと思われれます。

間もなく平成20年も終わろうとしています。執行の皆様、議員の皆様には向寒の折から十分お体をご自愛いただき、ご健勝にて新しい年を迎えられますことを心から祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○柳 勝次議長 これをもちまして、平成20年嵐山町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 6時03分)